平成２９年度加古川市公開事業評価

＜２日目資料＞

平成 29 年 10 月 1 日（日）

No.	事業名	担当課	ページ番号
2-1	公共交通補助事業 うち「コミュニティバス路線運行補助金」	交通政策課	Ｐ１　～　Ｐ８
2-2	福祉タクシー料金助成事業	障がい者支援課	Ｐ９　～　P22
2-3	障害者(児)医療費助成事業(市) 高齢障害者医療費助成事業(市)	医療助成年金課	P23　～　P31
2-4	世代間交流学習会事業補助金交付事業	社会教育・スポーツ振興課	P32　～　P43

公開事業評価結果一覧

＜２日目＞

No.	事業名	担当課	評価区分			
			（Ａ） 廃止及び 抜本的見直し	（Ｂ） 要改善	（Ｃ） 現状維持	（Ｄ） 拡充
2-1	公共交通補助事業 うち「コミュニティバス路線運行補助金」	交通政策課				
2-2	福祉タクシー料金助成事業	障がい者支援課				
2-3	障害者（児）医療費助成事業（市） 高齢障害者医療費助成事業（市）	医療助成年金課				
2-4	世代間交流学習会事業補助金交付事業	社会教育・スポーツ振興課				

事業番号２-１

平成29年度

事業シート（概要説明書）

予算事業名	公共交通補助事業（うちコミュニティバス路線運行補助金）	事業開始年度	平成15年度
上位施策事業名	公共交通機能を充実する	担当局・部名	都市計画部
根拠法令等	道路運送法、加古川市コミュニティバス路線運行補助金交付要綱	担当課･係名	交通政策課・公共交通係
事務区分	■自治事務　　□法定受託事務	作成責任者	瀧石　弘

実施の背景	平成13年度に実施した市民意識調査の結果等から、バス交通への満足度が低かったことや、人口が集中しているにも関わらず公共交通が未整備の地域があったため、当該地区を運行するバス路線の検討を行った。 その際、民間バス会社が新規路線を新たに運行することは採算面から厳しいことが予想されたため、市主体で企画し、平成15年度より運行を開始した。
目　的 （何をどうしたいのか）	公共交通空白地の解消 移動困難者の移動手段の確保

事業概要

対　象 （誰・何を対象に）	かこバス沿線人口	対象者数（全住民に対する割合）	114,655 人（ 43 % ）
実施方法	□直接実施		
	□業務委託 又は □指定管理　（委託先又は指定管理者：　　）		
	■補助金〔直接〕（補助先：神姫バス株式会社　実施主体：神姫バス株式会社）		
	□貸付（貸付先：　　）□その他（　　）		

事業内容（箇条書き）	事業費		活動指標
事業内容（手段、手法など）			
事業者に対し、かこバスの運行による損失（運行に要する経費－運賃収入）を補填する。	79,385	千円	かこバス運行回数 かこバス運行経費補填額
		千円	
		千円	
		千円	

関連事業 （同一目的事業等）	バス対策（国庫協調路線維持）補助、バス対策（県単独補助路線維持）補助、バス対策（生活交通路線維持）補助 地域バス路線運行補助、三木鉄道代替バス運行補助、生活バス路線運行補助、かこバスミニ路線運行補助

コスト

		29年度（予算）				28年度（決算）				27年度（決算）				26年度（決算）			
事業費	事業費合計			85,323	千円			79,385	千円			70,393	千円			77,943	千円
事業費	事業費内訳（平成28年度分）	補助金　79,385,000円															
人件費	担当正職員	0.08	人	608	千円	0.08	人	608	千円	0.08	人	608	千円	0.08	人	608	千円
人件費	臨時職員等		人		千円		人		千円		人		千円		人		千円
人件費	人件費合計	0.08	人	608	千円	0.08	人	608	千円	0.08	人	608	千円	0.08	人	608	千円
総事業費				85,931	千円			79,993	千円			71,001	千円			78,551	千円

財源内訳

財源内訳	国県支出金				千円				千円				千円				千円
		国県支出金の内容															
	地方債				千円				千円				千円				千円
	その他特財			61,000	千円			61,000	千円			61,000	千円			61,244	千円
		その他特財の内容		福祉コミュニティ基金繰入金													
	一般財源			24,931	千円			18,993	千円			10,001	千円			17,307	千円
	財源合計			85,931	千円			79,993	千円			71,001	千円			78,551	千円

事業番号２-１

平成29年度

事業シート（概要説明書）

予算事業名	公共交通補助事業（うちコミュニティバス路線運行補助金）	事業開始年度	平成15年度

		【活動指標名】（実績値/目標値）	単位	H28年度	H27年度	H26年度
事業実績	活動実績	かこバス運行回数	回	50,168/-	47,012/-	46,910/-
		かこバス運行経費補填額	千円	79,385/-	70,393/-	77,943/-
				/	/	/
				/	/	/
	単位当たりコスト	かこバス運行経費補填額 ／ かこバス運行回数	円	1,582	1,497	1,662

事業成果	成果目標（指標設定理由等）	加古川市地域公共交通プランにおいて、平成３８年度までにかこバスの利用者数を６８万人以上、市民意識調査におけるバスの便利さに対する満足度を４１％以上とすることを目標としている。 また、運行経費補填額を利用者数で割った利用者１人当たり補助額をかこバス１回あたりの運賃２００円以下とすることを目標としている。

		【成果指標名】（実績値/目標値）	単位	H28年度	H27年度	H26年度
事業成果	成果（目標達成状況）	かこバス利用者数	人	681,276/680,000	640,482/680,000	618,377/680,000
		バスの便利さに満足している市民の割合	%	33.3/41.0	-	33.7/41.0
		かこバス利用者１人当たりの補助額	円	117/200	110/200	126/200

事業の自己評価	事務事業評価結果	□拡充　■維持　□縮小　□改善　□統合　□廃止　□休止　□完了 交通事業者に対して、公共交通運行による損失を補填することで、路線バスの維持と公共交通不便地域の解消を図っている。
	今後の事業の方向性、課題等	自家用車の普及による公共交通利用者の減少に伴い、既存バス路線の廃止、減便が進んでいる一方で、高齢化の進展により、将来的に自家用車の運転が困難となり、移動手段の確保が困難となる方が増えていくことが予測されるため、さらなる公共交通網の充実が求められる。 かこバスの運行により、市南部地域では公共交通網の充実が図れているが、市北部地域では、かこバス運行の要望は多くあるものの、住宅地が分散していることや道路事情等により大型車両での運行が困難であり、公共交通不便地域の解消に至っていない。
比較参考値（他自治体での類似事業の例など）		コミュニティバス（平成28年度） 加古川市　かこバス　年間利用者数　681,276人 明石市　Tacoバス　年間利用者数　1,063,415人 高砂市　じょうとんバス　年間利用者数　122,635人
特記事項		加古川市における新しいコミュニティ交通の導入事例 ・かこタクシー（平成17年度より） ・上荘くるりん号（平成24年度より）

事業番号２-１

平成29年度

委託・指定管理・補助等　対象団体シート（概要説明書）

予算事業名	公共交通補助事業うち「コミュニティバス路線運行補助金」	事業開始年度	平成15年度
団体名	神姫バス株式会社		
団体への支出根拠（選定経過等、支出先の妥当性）	平成15年にコミュニティバス導入に当たり、運行事業者の公募を行った結果、神姫バス株式会社のみ応募があったため、同社に運行依頼を行うこととなった。 かこバスの運行による損失について、「加古川市コミュニティバス路線運行補助金交付要綱」を支出根拠として、加古川市が神姫バス株式会社に補助金として支払っている。		

当該事業の団体における収支状況

収入		支出	
国からの財政支出金	0 千円	人件費	124,532 千円
県からの財政支出金	0 千円	燃料油脂費	14,708 千円
市町村からの財政支出金	79,385 千円	車両修繕費	14,020 千円
委託料・指定管理料	0 千円	減価償却費	8,175 千円
補助金	79,385 千円	その他の運行経費	17,750 千円
その他	0 千円	一般管理費	15,584 千円
その他（運送収入等）	98,415 千円	その他の経費	236 千円
総計	177,800 千円	総計	195,005 千円
		【参考】キロ当たり単価による経常経費 ※補助金算出にあたってはキロ当たり単価を使用	177,804 千円

※委託料は設計ベースのため、収入と一致しない場合あり。

団体概要

資本金	千円	役職員（単位：人）	常勤	うち（出向／OB）	非常勤	うち（出向／OB）	監事	うち（出向／OB）
市出資金	千円	役員						
出資比率	%	職員						

団体全体の収支状況

収入		支出	
国からの財政支出金	千円	事業費	千円
県からの財政支出金	千円	管理費	千円
市町村からの財政支出金	千円	人件費	千円
委託料・指定管理料	千円	その他（　）	千円
補助金	千円	総計	千円
その他	千円		
その他（　）	千円		
総計	千円	収支差	千円

特記事項

負債総額：　円　資本総額：　円
利益剰余金（もしくは欠損金）：　円

財務諸表URL	https://www.shinkibus.co.jp/ir/ir_index.html

加古川市の公共交通の概要

（１）鉄道

市内の鉄道は、東西にＪＲ山陽本線と山陽電鉄本線が、南北にＪＲ加古川線が走っており、鉄道駅は、ＪＲ山陽本線の加古川駅、東加古川駅、山陽電鉄本線の別府駅、浜の宮駅、尾上の松駅、ＪＲ加古川線の日岡駅、神野駅、厄神駅の８駅があります。

また、市民が利用する鉄道駅として、播磨町、明石市との境界にＪＲ山陽本線土山駅が、高砂市との境界にＪＲ山陽本線宝殿駅があります。

朝夕のピーク時には、ＪＲ山陽本線は 12～18 本／時、山陽電鉄本線は７～９本／時、ＪＲ加古川線は３本／時の運行があります。

（２）民営路線バス（神姫バス）

市内の民営路線バスは、主に鉄道駅を中心に運行しています。運行距離は近年落ち込んでおり、平成 22 年度は 1,312 千㎞、平成 27 年度は 1,113 千㎞と約 15%減少しています。

利用者が見込めない路線を減便する等で、収支率は維持していますが、運行が１時間に１本未満の路線もあり、便利にバスを活用できない地域があります。

（３）自治体主導バス（かこバス・かこタクシー・病院ライナー）

①かこバス

かこバスは、人口が集中しているにも関わらず、公共交通が未整備であった主に市南東部をカバーするため、平成 15 年 10 月から運行しています。

３ルートを平日は 44～64 本、休日は 28～45 本ときめ細やかに運行しており、市民の移動手段として定着しています。

②かこタクシー

かこタクシーは、高齢化が著しい主に市北西部の移動手段確保のため、平成 17 年６月から運行しています。平成 27 年 10 月には、路線バスの廃止を受け、ルートの延伸及び生活利便施設へのアクセス等の見直しを行いました。

③病院ライナー

病院ライナーは、加古川中央市民病院（加古川町本町）の開院に併せ、平成 28 年７月から運行しています。加古川西市民病院（米田町平津）の閉院に伴い、市北西部地域の住民の交通アクセス確保のため、宝殿駅と加古川中央市民病院の２点間のみを結ぶルートを運行しています。

（4）地域主導バス（上荘くるりん号・かこバスミニしろやま号）

①上荘くるりん号

上荘くるりん号は高齢化率の高い上荘町の日常の移動手段を確保するため、平成 25 年３月から地域のボランティアにより運行しています。

平成 26 年 10 月からは、スーパー等にアクセスするルートの見直し等を行ったことで、利用者が増加しています。

②かこバスミニしろやま号

かこバスミニしろやま号は、路線バスの廃止を受けて、平成 28 年 11 月から交通事業者により運行しています。地域住民主導で創りあげる地域主導バスのモデル路線として導入し、これまで公共交通機関の導入がなかった地域において、スーパーや医療機関を結ぶ移動手段となっています。

（5）公共交通によるカバー状況

ＪＲ山陽本線・加古川線及び山陽電鉄本線の各駅を中心に半径１㎞、各バス停を中心に半径500mを公共交通勢圏（徒歩圏）と設定すると、市民の約９割が公共交通勢圏に居住していることになりますが、鉄道・路線バスがまったく運行していない公共交通空白地域が約１割残っています。

また、バスの運行本数をみると、便利に利用することができない地域もあります。バスが１日 30 本（ほぼ１時間に１往復）以上運行している地域を「公共交通を便利に利用することができる地域」と設定すると、それ以外の公共交通不便地域に居住する人は約２割になっています。

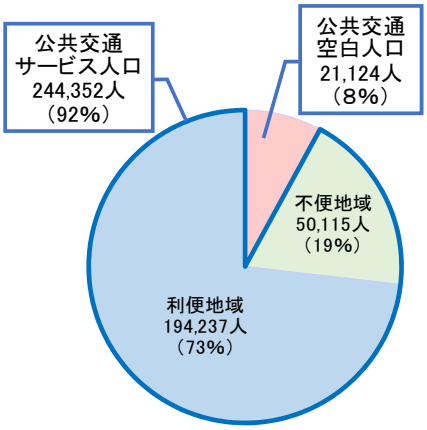

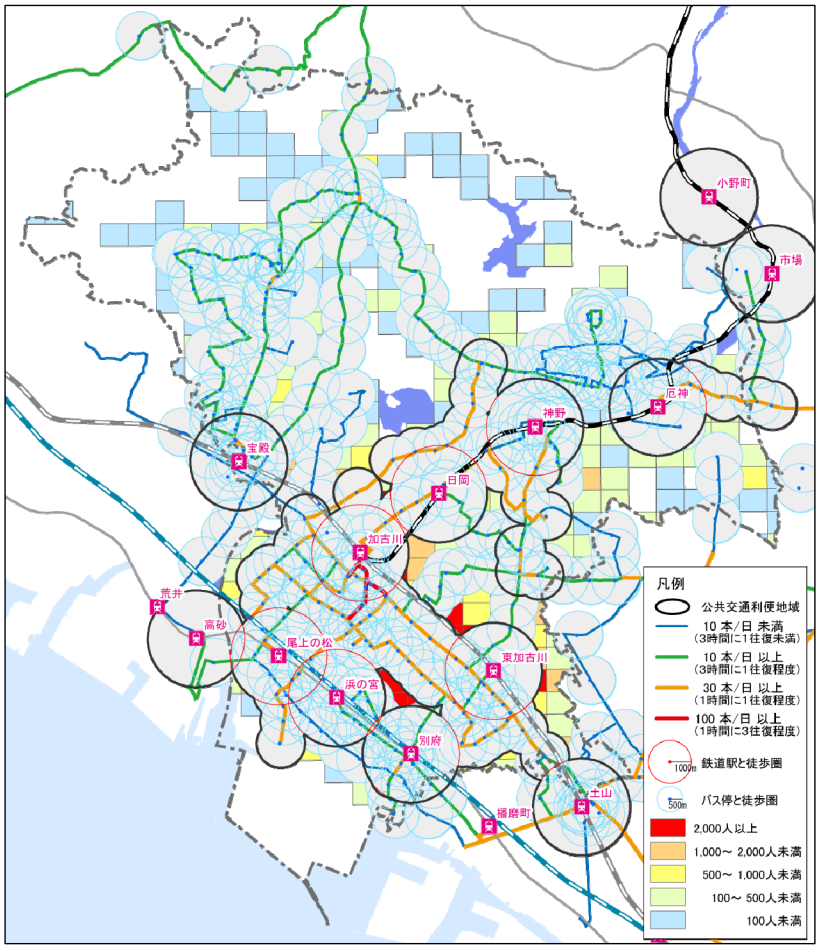

＜加古川市の公共交通網図＞

＊）平成 28(2016)年 11 月データ。

凡例

かこバス
- 東加古川ルート（加古川駅～東加古川駅）
- 別府ルート（加古川駅～海洋文化センター前）
- 鳩里･尾上ルート（加古川駅～尾上公民館前）

かこタクシー
- 宝殿駅～ボンマルシェ志方店

病院ライナー
- 宝殿駅～加古川中央市民病院

上荘くるりん号
- 上荘会館～ふぁ～みんSHOPハ幡～上荘会館～白沢寿会館

かこバスミニしろやま号
- 広尾東～ボンマルシェ志方店

民営路線バス
- 神姫バス

加古川市コミュニティ交通事業実績一覧

かこバス（運行事業者：神姫バス（株））

年度	系統名	実車走行距離	年間運行便数（A）	輸送人員（B）	1便あたりの乗車人数(B/A)	運送経費（C）	運送収入（D）	収支率（D/C）	補助額（E)＝(C)-(D)	一人当たり（E)/(B)
平成26年度	東加古川ルート	142,222.0km	16,732便	245,344人	14.7人	60,067,514円	35,610,017円	59.3%	24,456,000円	99.7円
	別府ルート	126,820.4km	16,001便	213,833人	13.4人	53,562,668円	31,037,225円	57.9%	22,524,000円	105.3円
	鳩里・尾上ルート	128,027.9km	14,069便	159,200人	11.3人	54,072,607円	23,108,878円	42.7%	30,963,000円	194.5円
	合計	397,070.3km	46,802便	618,377人	13.2人	167,702,789円	89,756,120円	53.5%	77,943,000円	126.0円
平成27年度	東加古川ルート	142,426.0km	16,756便	251,517人	15.0人	58,417,407円	36,394,023円	62.3%	22,023,000円	87.6円
	別府ルート	127,024.8km	16,026便	219,613人	13.7人	52,100,471円	31,777,007円	61.0%	20,321,000円	92.5円
	鳩里・尾上ルート	128,137.1km	14,081便	169,352人	12.0人	52,556,650円	24,506,354円	46.6%	28,049,000円	165.6円
	合計	397,587.9km	46,863便	640,482人	13.7人	163,074,528円	92,677,384円	56.8%	70,393,000円	109.9円
平成28年度	東加古川ルート	163,863.0km	19,278便	270,674人	14.0人	68,179,778円	39,102,398円	57.4%	29,077,000円	107.4円
	別府ルート	135,295.6km	16,807便	235,223人	14.0人	56,296,728円	33,981,722円	60.4%	22,313,000円	94.9円
	鳩里・尾上ルート	128,155.3km	14,083便	175,379人	12.5人	53,327,834円	25,331,820円	47.5%	27,995,000円	159.6円
	合計	427,313.9km	50,168便	681,276人	13.6人	177,804,340円	98,415,940円	55.4%	79,385,000円	116.5円

↑半期毎、千円未満端数切捨

かこタクシー（運行事業者：（一社）兵庫県タクシー協会 東播支部）

年度		実車走行距離	年間運行便数（A）	輸送人員（B）	1便あたりの乗車人数(B/A)	運送経費（C）	運送収入（D）	収支率（D/C）	補助額（E)＝(C)-(D)	一人当たり（E)/(B)
平成26年度		58,207.1km	7,114便	17,366人	2.4人	12,576,622円	2,504,420	19.9%	10,071,000円	579.9円
平成27年度		60,664.0km	7,114便	20,945人	2.9人	15,393,701円	3,368,030	21.9%	12,023,000円	574.0円
平成28年度		63,486.0km	7,124便	22,863人	3.2人	14,619,994円	4,054,171	27.7%	10,564,000円	462.1円

↑4半期毎、千円未満端数切捨

上荘くるりん号（自家用有償旅客運送）※上荘公共交通協議会に運行委託

年度		実車走行距離	年間運行便数（A）	輸送人員（B）	1便あたりの乗車人数(B/A)	運送経費（C）	運送収入（D）	収支率（D/C）	補助額（E)＝(C)-(D)	一人当たり（E)/(B)
平成26年度		22,271.6km	1,446便	1,894人	1.3人	802,973円	200,000	24.9%	602,973円	318.4円
平成27年度		16,040.6km	960便	2,907人	3.0人	1,378,261円	259,000	18.8%	1,119,261円	385.0円
平成28年度		15,831.6km	948便	3,111人	3.3人	976,801円	278,000	28.5%	698,801円	224.6円

4.4　地域公共交通の評価と再編の考え方

(1)　評価方法

地域公共交通に対しては、公共性の観点から補助金を投入していますが、地域公共交通を将来にわたり持続していくためには、一定の事業効率性が必要です。

そのため、平成 23 年 3 月策定の「加古川市地域公共交通アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）では、「経済性」と「公共性」の２つの視点から補助路線の評価を行い、その結果により最終的に運行継続又は廃止を決定してきました。この手法については、評価、再編の基準として定着しており、本計画においても、社会情勢の変化を加味しつつ、引き続き「経済性」と「公共性」の２つの視点から評価を行うこととし、公共交通条例での位置づけを検討します。

＜ 路線評価の概要 ＞

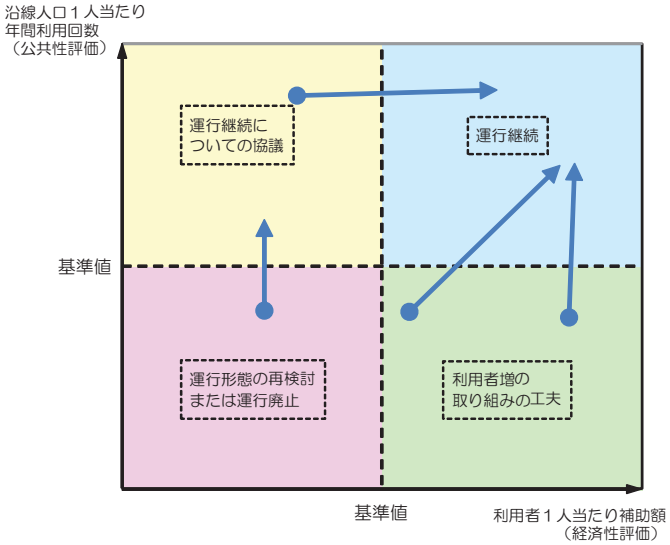

＜ 評価指標 ＞

		経済性指標	公共性指標
		利用者１人あたり補助額	沿線人口利用率
幹 線	乗車定員 10 人以上の車両を使用	400 円	１．０ ％
	乗車定員９人以下の車両を使用	600 円	０．５ ％
枝 線			

＊）幹線（基準値）：かこバスの利用料金が1回 200 円であることから、利用者1人あたりの補助額の目標を 200 円と設定し、その2倍の 400 円を基準値として設定。

(2)　評価指標（基準値の設定）

評価指標に基準値を設定し、経済性、公共性ともに基準値を下回った場合は、利用促進を経た上で運行廃止を含めた検討を行うこととします。なお、基準値を上回っている場合でも、随時、活性化に向けた見直しを行うこととします。

①　経済性評価指標

経済性評価指標については、利用者１人あたりの補助額により評価します。

基準値については、補助額を運行経費の 50%とすることを目標とし、その２倍の額を設定します。また、幹線と枝線では運行する区域や車両等が異なるため分けて評価することとし、枝線の値を幹線の 1.5 倍に設定します。

なお、幹線としての位置づけであっても、乗車定員９人以下の小型車両を利用した路線については、運賃収入に限界があり幹線の基準を満たすことが難しいため、枝線の基準で評価します。

②　公共性評価指標

公共性評価指標については、沿線人口利用率により評価します。

基準値については、本市のバス分担率※の実績値から 1.0%と設定します。また、枝線については小型車両を活用した日常生活を補完するための路線であり、運行日数、便数、利用者数が限定されることが多いため、幹線の半分である 0.5%を基準値とします。

なお、実際には、沿線人口利用率から導き出した沿線人口１人あたり利用回数を示し、利用者に継続基準がわかりやすいよう努めます。

※ バス分担率：加古川市民の移動交通手段のバス利用割合（パーソントリップ調査データ）

事業番号２-２

平成29年度

事業シート（概要説明書）

予算事業名	福祉タクシー料金助成事業	事業開始年度	平成3年度
上位施策事業名	障がい者の福祉を充実する	担当局・部名	福祉部
根拠法令等	加古川市重度障害者（児）福祉タクシー助成事業実施要綱	担当課･係名	障がい者支援課 地域生活支援係
事務区分	■自治事務　　□法定受託事務	作成責任者	神戸　生也
実施の背景	重度の障がい者(児)については、鉄道やバスなどの公共交通機関や自家用車での移動が難しい者も少なくない。そのため、日常生活の移動手段を支援などを通じ、イベント等への参加など生活行動範囲の拡大が求められている。		
目　的 （何をどうしたいのか）	重度障がい者（児）の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図る。		

事業概要

対　象 （誰・何を対象に）	次の①～③を全て満たす者 ①加古川市内在住　②身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ判定又は精神障害者保健福祉手帳１級所持者　③障がい者本人に市民税が課税されていない者	対象者数（全住民に対する割合）	3,863　人　（ 1.45　% ）
実施方法	■直接実施		
	□業務委託 又は □指定管理　（委託先又は指定管理者：　　）		
	□補助金〔直接・間接〕（補助先：　　実施主体：　　）		
	□貸付（貸付先：　　）□その他（　　）		

事業内容（箇条書き）	事業費		活動指標
対象者にタクシー利用券を交付（１乗車につき１枚（500円分）、48回分/年）	8,971	千円	タクシー券交付枚数 タクシー券使用枚数
		千円	
		千円	
		千円	
		千円	

事業内容（手段、手法など）

関連事業（同一目的事業等）

コスト

		29年度（予算）	28年度（決算）	27年度（決算）	26年度（決算）
事業費	事業費合計	9,280 千円	8,971 千円	9,498 千円	9,301 千円
事業費	事業費内訳（平成28年度分）	扶助費　8,971,500円（タクシー料金助成費）			
人件費	担当正職員	0.22 人 1,673 千円	0.22 人 1,673 千円	0.22 人 1,673 千円	0.22 人 1,673 千円
人件費	臨時職員等	人 千円	人 千円	人 千円	人 千円
人件費	人件費合計	0.22 人 1,673 千円	0.22 人 1,673 千円	0.22 人 1,673 千円	0.22 人 1,673 千円
総事業費		10,953 千円	10,644 千円	11,171 千円	10,974 千円

財源内訳

	29年度（予算）	28年度（決算）	27年度（決算）	26年度（決算）
国県支出金	千円	千円	千円	千円
国県支出金の内容				
地方債	千円	千円	千円	千円
その他特財	千円	千円	千円	千円
その他特財の内容				
一般財源	10,953 千円	10,644 千円	11,171 千円	10,974 千円
財源合計	10,953 千円	10,644 千円	11,171 千円	10,974 千円

事業番号２-２

平成29年度

事業シート（概要説明書）

予算事業名	福祉タクシー料金助成事業	事業開始年度	平成3年度

事業実績	【活動指標名】（実績値/目標値）	単位	H28年度	H27年度	H26年度
活動実績	タクシー券交付枚数	枚	54,032	54,488	55,360
	タクシー券利用枚数	枚	17,943	18,995	18,602
			/	/	/
			/	/	/
単位当たりコスト	総事業費　／　利用枚数	円	593	588	590

事業成果

成果目標（指標設定理由等）

タクシーの利用を支援することで、重度障がい者（児）の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を目的としていることから、交付したタクシー券がどれだけ利用されたかを計る指標としてタクシー券の利用率を成果目標としている。

成果（目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）	単位	H28年度	H27年度	H26年度
	タクシー券利用率	%	33/37	35/37	34/37
	障がい者に対する支援に関して満足している市民の割合	%	48.8/45.0	—	38.0/45.0
			/	/	/

事業の自己評価

事務事業評価結果

□拡充　■維持　□縮小　□改善　□統合　□廃止　□休止　□完了

重度障がい者（児）が外出する際の移動手段が限られている現状においては、タクシーの利用は移動手段として重要な役割を担っている。その費用負担を軽減する当該事業は一定の役割を果たしており、要綱に基づき適正に実施した。今後も引き続きタクシー券の利用方法や当事者ニーズを把握・分析し、効果的な助成を行えるよう見直しの検討を行っていく必要がある。

今後の事業の方向性、課題等

高齢者世帯や核家族世帯が今後も増加することが予想されることや、障害特性によってバス等の公共交通機関を利用できない障がい者がいることから、障がい者の移動手段の一つとして当該事業の役割は増すものと考える。そのような環境において利用率が30%台で推移していることは課題であり、１乗車に付き複数枚利用ができるなど、障がい者の社会参画や社会生活上必要不可欠な移動手段として、より効果的な利用がなされるよう検討を行う。

比較参考値（他自治体での類似事業の例など）

	助成額	交付者数	一人あたり助成額	利用率	使用上限/回
加古川市	8,971　千円	1,259 人	7,125 円	33 %	1 枚
明石市	45,313　千円	3,813 人	11,884 円	50 %	2 枚
高砂市	6,391　千円	499 人	12,808 円	49 %	1 枚
稲美町	3,794　千円	342 人	11,094 円	37 %	2 枚
播磨町	2,437　千円	225 人	10,831 円	46 %	3 枚
姫路市	13,529　千円	1,179 人	11,475 円	48 %	3 枚

特記事項

福祉タクシー制度のあらまし

加古川市　障がい者支援課

■ 福祉タクシー制度とは・・・

重度障がい者（児）の生活範囲の拡大と積極的な社会参加の促進のために、利用されるタクシー運賃の一部を助成する制度です。

■ 利用できる資格は・・・

次のすべての要件を満たす人に限ります。

① 加古川市内に住所を有する人

② 身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ判定又は精神障害者保健福祉手帳１級を持っている人

③ 障がい者本人に市町村民税が課税されていない人

■ 利用の手続きは・・・

○ 必要なもの

① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（原本）

② 個人番号カード、通知カード又は番号付住民票

※対象障がい者が18歳以上の場合は本人のもの、18歳未満の場合は本人と保護者のものが必要です。

○ 窓　　口　　加古川市役所　障がい者支援課　地域生活支援係（窓口３３番）

○ 注意事項

・代理の方でも申請できます。

・各市民センター等では申請できません。

・所得の制限（資格の欄③）がありますので、対象者が税法上扶養されておらず、所得についての申告をしていない場合は、市町村民税課税状況の確認ができる書類が必要です。

■ 料金の助成は・・・

・利用されたタクシー運賃のうち５００円を助成する「利用券」をお渡しします。

・７月が基準月となりますので、７月に申請された方につきましては、翌年６月分までをまとめて４８枚お渡しします。なお、８月以降に申請された方につきましては、７月から１か月経過するごとに４枚ずつ差し引いてお渡しします。

※障害者割引

身体障害者手帳及び療育手帳所持者は、タクシー乗車時に手帳を提示すると、運賃が１０％割引されます。

■ 利用の方法は・・・

① あらかじめ、利用券に手帳の番号を記入しておいてください。

② 加古川市に福祉タクシー事業所登録をしたタクシー会社でのみ、利用目的、距離、区間を問わず利用できます。

③ 降車時（料金を支払うとき）に身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示するとともに、「利用券」を１枚お渡しください。（利用券は、１乗車につき１枚しか利用できません。）

※身体障害者手帳及び療育手帳については、１０％割引と「利用券」の併用ができます。

＜ 例 ＞ タクシー運賃が１，０００円かかった場合の支払額

☆身体障がい者又は知的障がい者の場合

１，０００円 － １００円（障害者割引１０％分）－ ５００円（利用券）＝ ４００円 ← 支払額

☆精神障がい者の場合

１，０００円 － ５００円（利用券）＝ ５００円 ← 支払額

■ その他・・・

① 利用券を他人に貸したり、譲ったりするなど不正に使用した場合は、助成できなくなります。

② 市外へ転出した場合、死亡したときなど資格がなくなった場合、又は利用券の有効期限が過ぎた場合には、残った利用券を障がい者支援課まで返却してください。

③ 障がい者お一人につき、1年に1冊限りの発行となります。紛失されましても再発行は出来ませんので、大切にお持ちください。

④ 「利用券」の注意事項をよくお読みいただき、ご利用ください。

※　利用期間は平成 29年 7月 1日から平成 30年 6月 30日までです。

福祉タクシー料金助成事業　決算額等の推移

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
交付人数（人）	1,354	1,282	1,298	1,266	1,259
交付枚数（枚）	58,264	55,104	55,360	54,488	54,032
利用枚数（枚）	21,573	20,282	18,602	18,995	17,943
利用率（%） 利用枚数／交付枚数	37.0	36.8	33.5	34.9	33.2
決算額（円）	10,786,500	10,141,000	9,301,000	9,497,500	8,971,500
前年度比増減(円)	-63,000	-645,500	-840,000	196,500	-526,000

【過去の事業の変遷】

年　度	事　業　の　変　遷
平成３年度	福祉タクシー料金助成事業の開始（H3.6）、助成額は1乗車に付き中型タクシー初乗り運賃相当額
平成14年度	助成額を1乗車に付き500円に変更
平成18年度	障害者自立支援法施行（H18.4）に伴い、同法の地域生活支援事業（国・県補助金3/4)として実施
平成21年度	市単独事業として実施継続（地域生活支援事業の補助対象外）
平成23年度	交付枚数の変更（52枚/年から48枚/年）
平成25年度	対象者所得要件の変更（所得税非課税から市民税非課税）、対象者6%減

福祉タクシー料金助成事業　近隣自治体比較表

		加古川市	明石市	高砂市	稲美町	播磨町	姫路市
目　的		・生活行動範囲の拡大 ・社会参加	・自立の促進 ・社会参加	・移動に係る経済的負担の軽減	・生活行動範囲の拡大 ・社会参加	・生活行動範囲の拡大 ・社会参加	・自立の促進 ・社会参加
助成内容		24,000円／年 （500円×48枚）	24,000円／年 （500円×48枚）	26,000円／年 （500円×52枚）	36,000円／年 （500円×72枚）	26,000円／年 （500円×52枚）	24,000円／年 （500円×48枚）
		1か月につき4枚減	1か月につき4枚減	1年度に1冊	1か月につき6枚減	1か月につき4枚減	1か月につき4枚減
所得要件		※1市民税非課税	－	－	－	※2所得税非課税	－
在宅要件		－	－	－	あり	－	－
対象者	身体 １・２ 級	○	○	○ ３級（下肢・体幹・運動機能障害のみ）も対象	○	○	△ （下肢、体幹、視覚障害のみ）
	知的 Ａ判定	○	○	○	○	○	×
	精神 １級	○	○	○	○	○	×

※１　市民税非課税・・・対象者の前年所得に対して、市町村民税が課税されていない。
※２　所得税非課税・・・対象者の前年所得に対して、所得税が課税されていない。

福祉タクシー料金助成事業

アンケート調査報告書

平成２９年９月

加古川市　障がい者支援課

1　アンケート調査概要

○調査目的 ： タクシー券利用者の利用実態を把握するため

○実施方法 ： 平成２９年度タクシー券交付申請の受付時に、
申請者（初めて申請する者を除く）に対して、
アンケートの記入を依頼

○実施期間 ： 平成２９年６月２３日（金）～　平成２９年７月３１日（月）

○回答者数 ： ６７３名（申請者数：８７２名）

2　アンケート調査結果

（１）　住まい

人口の多い加古川町の割合が最も多く27.0%、各地域別の割合は人口割合と大きな差がないものとなっている。

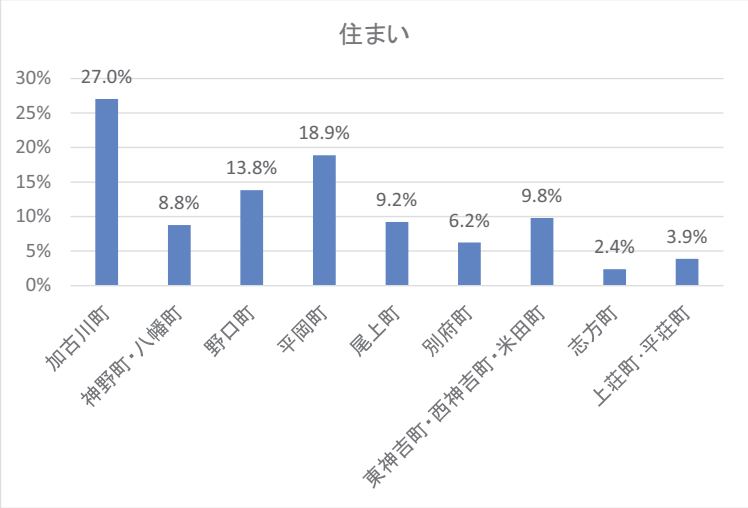

（２）　タクシー券を利用する月あたりの外出日数

「0～１日」が最も多く39.8%、次いで「2～3日」が36.3%となってる。

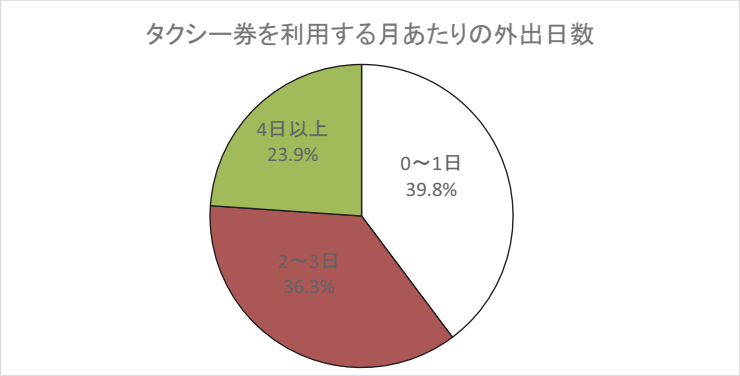

（３）　タクシーを利用する主な目的(複数回答)

「通院」が最も多く58.6%と全体の半数以上となっている。次いで「買い物」が13.8%、「役所や銀行での手続き」が10.3%となっている。

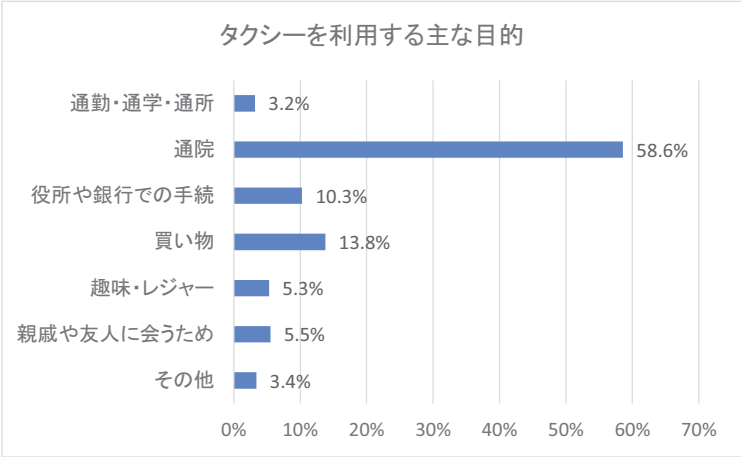

（４）　１乗車あたりの支払い額

「500円～1,000円未満」が全体の38.1%と最も多く、「500円未満」が12.0%と最も少くなっている。

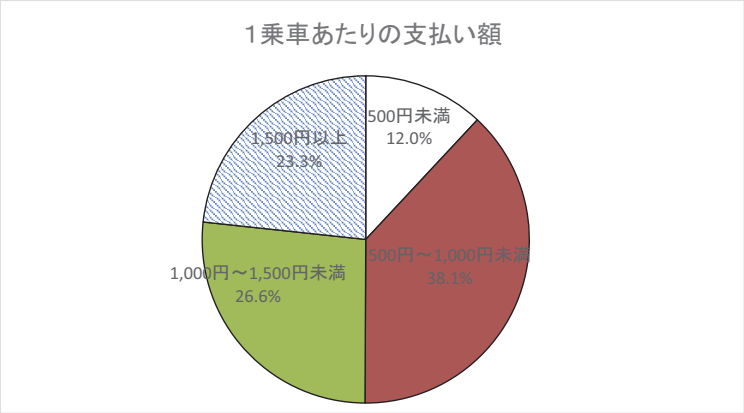

（５）　タクシー料金の負担感

「ときどき負担に感じる」が最も多く47.8%、次いで「負担が大きい」が32.7%となっている。

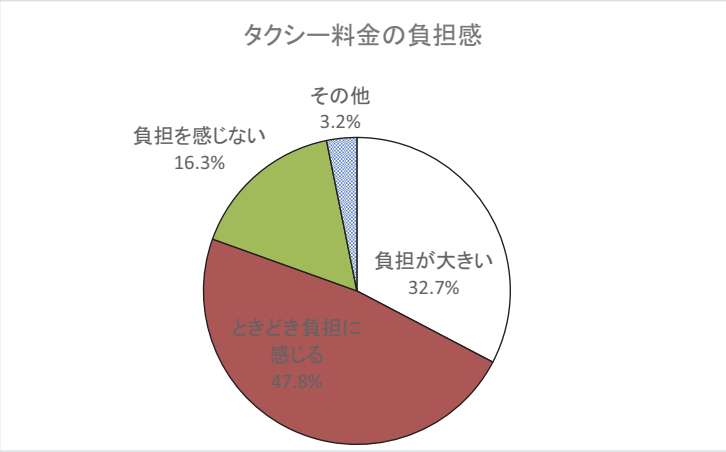

（６）　外出するための移動手段（複数回答）

「自家用車」が最も多く22.3%、次いで「一般タクシー」が21.8%となっている。

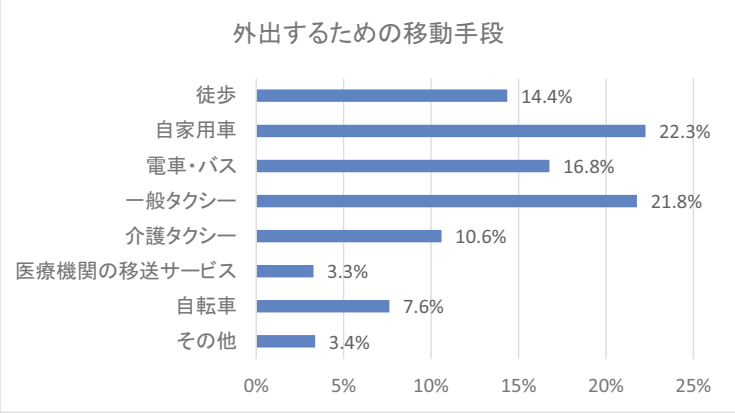

（７）　年間枚数

「0～5枚」が最も多く23.8%、次いで「10枚程度」が21.2%となっており、全体の半数近くが10枚程度以下となっている。

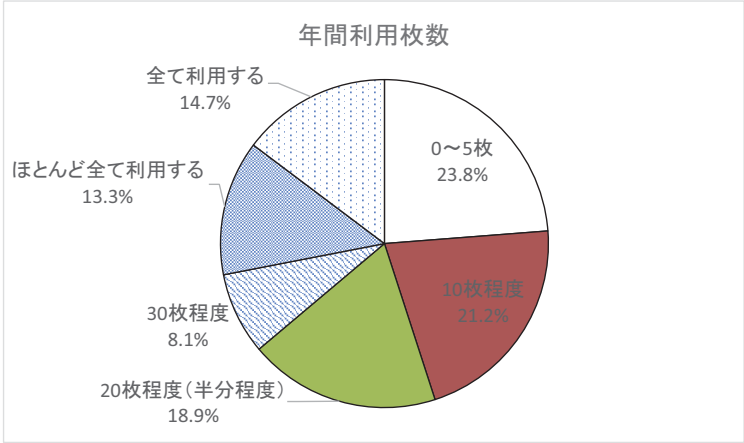

（８）　タクシー券を全て利用できない理由（記述式回答）

○主な回答内容

・自家用車で外出することが多いため。
・通院以外にあまりタクシーを利用しないため。
・可能な範囲は徒歩、自転車、電車・バスで移動し、タクシーをできるだけ使用しないようにしているため。
・外出する機会が少ないため。
・タクシー料金の負担が大きいため。
・雨の日のみ利用するため。
・施設・病院の送迎を利用することがあるため。
・１乗車につき１枚しか利用ができないため。

（９）　地域別　タクシーを利用する主な目的

「通院」が多い地域は、志方町（75.0%）、上荘町・平荘町（73.5%）となっている。また、「買い物」、「趣味・レジャー」が多い地域は、尾上町（25.0%）、別府町（21.7%）となっている。

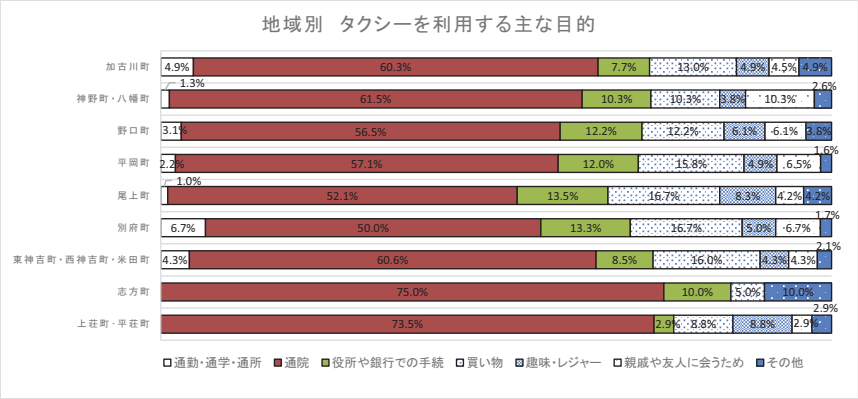

（10）　地域別　年間利用枚数

「ほとんど全て利用する」、「全て利用する」が多い地域は、平岡町（35.6%）、尾上町（35.2%）となっている。また、少ない地域は、上荘町・平荘町（17.3%）、志方町（21.4%）、東神吉町・西神吉町・米田町（23.8%）となっている。

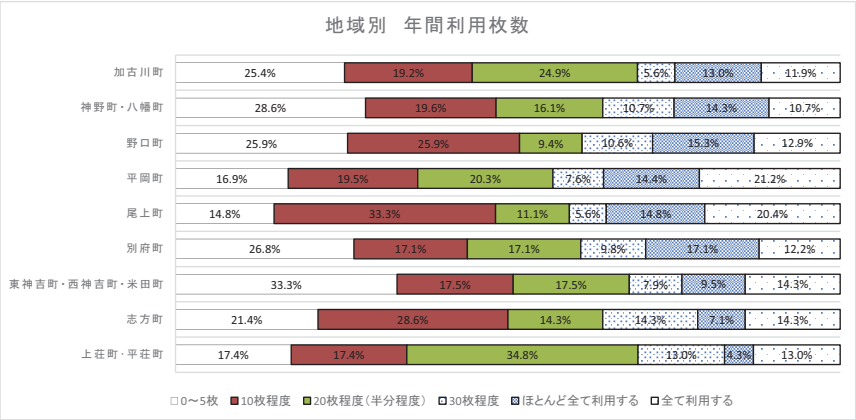

（11）年間利用枚数別　外出するための移動手段

年間利用枚数が多いほど、「自家用車」が少なくなり、「一般タクシー」が多くなっている。「全て利用する」では「自家用車」が9.7%となっている。

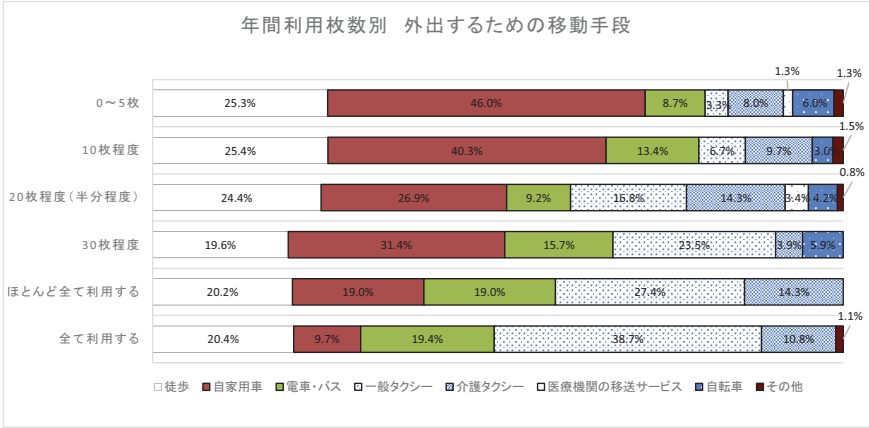

（12）年間利用枚数別　タクシー券を利用した月あたり外出日数

年間利用枚数が多いほど、タクシー券を利用した月あたり外出日数が多くなり、「全て利用する」の場合、「４日以上」が62.4%となっている。

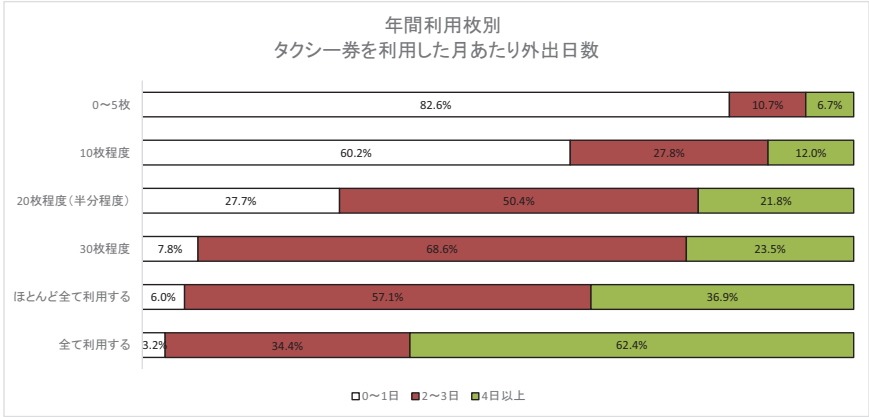

（13）　自由意見・感想

○助成制度への感謝・制度継続

・家族がそばにいないので助かっています。

・家族が自家用車で送迎できない時に助かります。

・通院時にとても役に立っています。

・目が不自由、足が悪いため、助かっています。これからも続けてほしい。

・今のところは自家用車を多く利用しているが、高齢運転で車を手離したときにタクシー券があれば助かります。

○助成制度への要望

・１回の利用枚数が１枚ではあまりにも少ない。２枚以上利用できるようにしてほしい。

・タクシー券の枚数を増やしてほしい。１冊では足りない。

・本人の用件で本人以外が乗車した場合でも利用できるようにしてほしい。

・タクシー券は使いづらい、ガソリン券にしてほしい。

・かこバスの利用サービスなどにしてほしい。

○その他

・介護タクシーを利用したいが、費用負担が大きく利用ができない。

・三木、小野のように医療センターへのバスがあると便利で良い。

・タクシー運転手にタクシー券の利用を嫌がられる。

・毎年の申請を不要にしてほしい。

加古川市福祉タクシー利用券　利用者アンケート

福祉タクシー券を利用するみなさまの利用状況等を把握するため、福祉タクシー券の利用に関するアンケートを以下のとおり実施いたします。
お手数ですが、アンケートのご回答にご協力くださいますようお願いいたします。

当てはまるものに○をつけてください。

1．お住まいはどちらですか。

1. 加古川町	2．神野町	3．野口町	4．平岡町
5．尾上町	6．別府町	7．八幡町	8．平荘町
9．上荘町	10．東神吉町	11．西神吉町	12．米田町
13．志方町	14．西条山手	15．新神野	16．山手

2．福祉タクシー利用券を利用し、月に何日外出していますか。

1．0～１日	2．2～3日	3．4日以上

3．タクシーを利用する主な目的は何ですか。(多いものから２つご回答ください)

1．通勤･通学･通所	2．通院	3．役所や銀行での手続
4．買い物	5．趣味･レジャー	6．親戚や友人に会うため
7．その他（　　）		

4．タクシー利用１回あたりの支払額はどのくらいですか。（利用券助成後の金額）

1．500円未満	2．500円～1,000円未満
3．1,000円～1,500円未満	4．1,500円以上

5．生活費の中で外出するためのタクシー料金をどのように感じていますか。

1．負担が大きい	2．ときどき負担に感じる
3．負担を感じない	4．その他（　　）

（2枚目につづきます。）

6. 外出するための移動手段は何が多いですか。(多いものから２つご回答ください)

1. 徒歩	2. 自家用車	3. 電車・バス
4. 一般タクシー	5. 介護タクシー	6. 医療機関の移送サービス
7. 自転車	8. その他（　　）	

7. １年間で福祉タクシー利用券をどの程度利用しますか。

1. 0～５枚	2. 10枚程度	3. 20枚程度（半分程度）
4. 30枚程度	5. ほとんど全て利用する	6. 全て利用する

8. 設問７.で「６.全て利用する」以外を回答いただいた方へお聞きします。
利用券を全て利用できないのにはどのような理由がありますか。

9. その他、ご意見、ご感想などがございましたらご記入ください。

ご回答いただきありがとうございました。

福祉タクシー料金助成事業に関する障がい者団体ヒアリング内容一覧表

障害種別	日時	内容
身体障害関係団体	H29．7．31（月）	・福祉タクシー助成の対象者について、１種３級までの拡充をお願いしたい。 ・買い物や病院に行くときに利用している。福祉タクシー券を利用する人は、足の悪い人が使っているイメージがある一方、視覚障がい者は同行援護サービスを利用しており、福祉タクシー券を利用していないのではないか。 ・福祉タクシー券の利用について、加古川町と志方町では事情が違うと思う。 ・福祉有償輸送、上荘のくるりん号のようなものが平岡町でできないか。公共バスの空白地帯となっている。 ・下肢の障がい者は、「Door To Door」のサービスが必要と考える。高齢化や核家族化、一人家庭の増加などを考えると、送迎サービスの充実を求めていきたい。
身体障害関係団体（視覚）	H29．7．18（火）	・一度に２枚使えた方がよい。
身体障害関係団体（聴覚）	H29．8．3（木）	・交通の便が悪い場所に住んでいる人は48枚では不足するので72枚にしてほしい。 ・タクシー券を多く使う人は、交通の便が悪い場所に住む人ぐらいで、他はそこまで多く使うわけではない。
身体障害関係団体（肢体）	H29．7．31（月）	・障がい児の移動手段については、自分が運転できないときに利用する場合が多い。具体的には、突然の熱など養護学校から帰る必要がある場合であるが、体調が悪くなりそうなときは、事前に休ませるなどの対応を行っているため、利用は少ない。 ・免許を持っていない人などは、病院に通院する時などで利用する。 ・年１回、トライアルウィークで介助者がいるときに利用する。
知的障害関係団体	H29．7．27（木）	・一律の支給条件にするのではなく、障害種別や居住地等を考慮し、対象者によって支給枚数を変えればよいのではないか。 ・交通の便が悪いところはかこバスを設置するなどしてタクシーを利用しなくても済むようにすればよいのではないか。
精神障害関係団体	H29．7．27（木）	・精神障がい者でタクシー券を利用する人はあまりいないのではないか。

移動等に関係する障害福祉サービス一覧表

事業名 （根拠法令等）	目的	対象者	支給量上限	利用負担額上限（月）	利用実績		
					H26	H27	H28
居宅介護 （障害者総合支援法・障害福祉サービス）	病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続き若しくは障がい者総合支援法に基づくサービスを受けるための相談に係る移動介助	障害者・障害児（身体障害、知的障害、精神障害） ※障害支援区分１以上	(区分1) ・20h/月 (区分2) ・40h/月	・0円（生保・低所得） ・9,300円（一般１） ※障がい児:4,600円 ・37,200円（一般２）	【利用者数】 219人 【利用時間】 3,967h 【給 付 額】 149,671,416円	【利用者数】 228人 【利用時間】 4,125h 【給 付 額】 160,333,863円	【利用者数】 242人 【利用時間】 4,290h 【給 付 額】 165,169,955円
		居宅介護及び身体介護の支給決定を受けている者	上記と同じ （※医師の指示に基づく利用回数が上限）	・0円（生保・低所得） ・9,300円（一般１） ※障がい児:4,600円 ・37,200円（一般２）	【利用者数】 0人 【利用時間】 0h 【給 付 額】 0円	【利用者数】 0人 【利用時間】 0h 【給 付 額】 0円	【利用者数】 0人 【利用時間】 0h 【給 付 額】 0円
重度訪問介護 （障害者総合支援法・障害福祉サービス）	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出に係る移動介助	重度の肢体不自由者、重度の知的障害者、精神障害者 ※障害支援区分４以上及び他の条件あり	・200h/月 (内:移動介護加算：40h/月)	・0円（生保・低所得） ・9,300円（一般１） ※障がい児:4,600円 ・37,200円（一般２）	【利用者数】 9人 【利用時間】 1,650h 【給 付 額】 50,499,825円	【利用者数】 7人 【利用時間】 1,385h 【給 付 額】 46,684,695円	【利用者数】 7人 【利用時間】 1,444h 【給 付 額】 45,924,040円
同行援護 （障害者総合支援法・障害福祉サービス）	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出に係る移動介助	重度の視覚障がい者 ※身体介護の状況により障害支援区分等の条件あり	(18歳未満) ・20h/月 (18歳以上) ・30h/月(日中活動サービス利用) ・40h/月	・0円（生保・低所得） ・9,300円（一般１） ※障がい児:4,600円 ・37,200円（一般２）	【利用者数】 47人 【利用時間】 832h 【給 付 額】 17,634,009円	【利用者数】 45人 【利用時間】 856h 【給 付 額】 19,817,857円	【利用者数】 47人 【利用時間】 861h 【給 付 額】 20,381,639円
移動支援 （障害者総合支援法・地域生活支援事業） ※必須事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出に係る移動介助	障害者・障害児（身体障害、知的障害、精神障害） ※市が認めたもの	(18歳未満) ・20h/月 (18歳以上) ・30h/月(日中活動サービス利用) ・40h/月	・0円（生保・低所得） ・9,300円（一般１） ※障がい児:4,600円 ・37,200円（一般２）	【利用者数】 106人 【利用時間】 10,821h 【給 付 額】 27,964,419円	【利用者数】 117人 【利用時間】 12,778h 【給 付 額】 30,016,505円	【利用者数】 122人 【利用時間】 12,787h 【給 付 額】 30,526,544円
福祉タクシー料金助成 （障害者総合支援法・地域生活支援事業） ※任意事業	重度障害者（児）の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進	・非課税かつ身体障害者手帳（１級、２級）・療育手帳（Ａ判定）・精神障害者保健福祉手帳（１級）	・48枚/年 1枚／１乗車	500円／回 24,000円／年	【利用者数】 1,278人 【利 用 率】 34% 【給 付 額】 9,301,000円	【利用者数】 1,263人 【利 用 率】 35% 【給 付 額】 9,497,500円	【利用者数】 1,259人 【利 用 率】 33% 【給 付 額】 8,970,000円

公共交通機関等料金割引制度の概要

区　分		鉄　　道	バ　　ス	タ ク シ ー	飛行機	高速道路
対 象 者		第１種心身障害者 第２種心身障害者	第１種心身障害者 第２種心身障害者	身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者	第１種心身障害者・ 第２種心身障害者 （１２歳以上）	身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者
割引	一般	※1 ５０％割引	５０％割引	１０％割引	２５％～３０％割引	５０％割引
	定期	（第１種心身障害者） ５０％割引	３０％割引	―	―	―
摘　　要		※介護者の料金割引、普通急行券割引は、第１種心身障害者が対象 ※12 歳未満の定期乗車割引は介護者が対象	※介護者の料金割引は、第１種心身障害者が対象 ※12 歳未満の定期乗車割引は介護者が対象	―	※国内線 ※介護者の料金割引は、第１種心身障害者が対象	※障がい者が同乗の場合は、第１種心身障害者が対象

・ 第１種心身障害者 ･･･ 第１種身体障害者(児)、療育手帳Ａ判定所持者
・ 第２種心身障害者 ･･･ 第２種身体障害者(児)、療育手帳Ｂ1・Ｂ2 判定所持者
※1　第１種・第２種心身障害者が 100ｋｍを超える単独乗車の場合又は第１種心身障害者が介護者と同乗する場合

事業番号２-３

平成29年度

事業シート（概要説明書）

予算事業名	障害者（児）医療費助成事業（市）	事業開始年度	昭和48年度
上位施策事業名	障がい者の福祉を充実する	担当局・部名	市民部
根拠法令等	加古川市医療の助成に関する条例、加古川市福祉医療受給者の福祉医療以外の公費負担医療費に係る自己負担額の助成に関する要綱	担当課･係名	医療助成年金課
事務区分	■自治事務　　□法定受託事務	作成責任者	鹿間　隆泰

実施の背景	障がい者が地域で安心してともに暮らすことができるよう、医療費を助成することにより、障がい者の経済的な負担を軽減し、自立した生活を送るための支援体制を充実させる必要がある。
目　的（何をどうしたいのか）	障がい者の経済的負担の軽減を図る。

事業概要

対　象（誰・何を対象に）	後期高齢者医療被保険者を除く障がい者（60歳以上の身体障害者手帳３・４級所持者、60歳未満の身体障害者手帳の心臓機能障害３級所持者、療育手帳Ｂ１判定所持者、精神障害者保健福祉手帳２級所持者）のうち、本人、配偶者、扶養義務者の市民税所得割額が、それぞれ23万５千円未満である者	対象者数（全住民に対する割合）	2,037 人（ 0.76 % ）

実施方法	■直接実施
	□業務委託 又は □指定管理　（委託先又は指定管理者：　　）
	□補助金〔直接・間接〕（補助先：　　実施主体：　　）
	□貸付（貸付先：　　）□その他（　　）

事業内容（手段、手法など）

事業内容（箇条書き）	事業費		活動指標
障がい者の保険診療にかかる医療費の自己負担分と一部負担金の差額を助成する。	196,049	千円	医療費助成額 医療費助成件数
		千円	
		千円	
		千円	

関連事業（同一目的事業等）	重度障害者（児）医療費助成事業（県）、高齢重度障害者医療費助成事業（県）、高齢障害者医療費助成事業（市）

コスト

	29年度（予算）	28年度（決算）	27年度（決算）	26年度（決算）
事業費合計	203,595 千円	196,049 千円	207,071 千円	206,596 千円
事業費内訳（平成28年度分）	扶助費　191,113千円　※医療助成費 手数料　4,790千円　※審査機関への審査支払手数料、医療機関への事務処理費 その他　146千円　※医療費受給者証等印刷費、医療費受給者証等郵送料			
人件費 担当正職員	0.32 人　2,434 千円	0.32 人　2,434 千円	0.36 人　2,738 千円	0.36 人　2,738 千円
人件費 臨時職員等	0.48 人　542 千円	0.48 人　572 千円	0.28 人　419 千円	0.28 人　367 千円
人件費 人件費合計	0.80 人　2,976 千円	0.80 人　3,006 千円	0.64 人　3,157 千円	0.64 人　3,105 千円
総事業費	206,571 千円	199,055 千円	210,228 千円	209,701 千円

財源内訳

	29年度（予算）	28年度（決算）	27年度（決算）	26年度（決算）
国県支出金	千円	千円	千円	千円
国県支出金の内容				
地方債	千円	千円	千円	千円
その他特財	千円	千円	千円	千円
その他特財の内容				
一般財源	206,571 千円	199,055 千円	210,228 千円	209,701 千円
財源合計	206,571 千円	199,055 千円	210,228 千円	209,701 千円

事業番号２-３

平成29年度

事業シート（概要説明書）

予算事業名	障害者（児）医療費助成事業（市）	事業開始年度	昭和48年度

		【活動指標名】（実績値/目標値）	単位	H28年度	H27年度	H26年度
事業実績	活動実績	医療費助成額	円	191,112,912	202,034,677	201,592,848
		医療費助成件数	件	37,078	37,331	36,536
				/	/	/
				/	/	/
	単位当たりコスト	総事業費　／　助成件数	円	5,369	5,631	5,740

事業成果	成果目標（指標設定理由等）	障がい者が安心して医療機関を受診することができる環境整備の進捗を示す目安として、受給者１人あたりの助成額及び助成件数を成果目標として設定している。				
	成果（目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）	単位	H28年度	H27年度	H26年度
		受給者１人あたりの助成額	円	93,821	99,231	97,200
		受給者１人あたりの助成件数	件	18.2	18.3	17.6
		障がい者に対する支援に関して満足している市民の割合	%	48.8/45.0	—	38.0/45.0

事業の自己評価	事務事業評価結果	□拡充　■維持　□縮小　□改善　□統合　□廃止　□休止　□完了 当該事業は、一定の所得制限を設けた上での障がい者の医療費助成事業であり、障がい者の経済的負担の軽減に寄与している。
	今後の事業の方向性、課題等	障がい者が地域で自立した生活を送れるよう今後も継続的な事業の実施が必要と考える。
比較参考値（他自治体での類似事業の例など）		県補助事業は、後期高齢者医療被保険者を除く重度障がい者（身体障害者手帳１・２級所持者、療育手帳Ａ判定所持者、精神障害者保健福祉手帳１級所持者）のうち、本人、配偶者、扶養義務者の市民税所得割額の合計が、23万５千円未満である者を対象として実施している。 県下では、全41市町中、13市３町が県補助事業より対象者を拡大して実施している。
特記事項		

事業番号２-３

平成29年度

事業シート（概要説明書）

予算事業名	高齢障害者医療費助成事業（市）	事業開始年度	昭和58年度
上位施策事業名	障がい者の福祉を充実する	担当局・部名	市民部
根拠法令等	加古川市高齢障害者医療費助成要綱、加古川市福祉医療受給者の福祉医療以外の公費負担医療費に係る自己負担額の助成に関する要綱	担当課･係名	医療助成年金課
事務区分	■自治事務　□法定受託事務	作成責任者	鹿間　隆泰

実施の背景	障がい者が地域で安心してともに暮らすことができるよう、医療費を助成することにより、障がい者の経済的な負担を軽減し、自立した生活を送るための支援体制を充実させる必要がある。
目　的（何をどうしたいのか）	高齢障がい者の経済的負担の軽減を図る。

事業概要

対　象（誰・何を対象に）	後期高齢者医療被保険者である高齢障がい者（身体障害者手帳３・４級所持者、療育手帳Ｂ１判定所持者、精神障害者保健福祉手帳２級所持者）のうち、本人、配偶者、扶養義務者の市民税所得割額が、それぞれ23万５千円未満である者	対象者数（全住民に対する割合）	1,965 人（ 0.74 % ）

実施方法

- ■直接実施
- □業務委託 又は □指定管理　（委託先又は指定管理者：　　）
- □補助金〔直接・間接〕（補助先：　　実施主体：　　）
- □貸付（貸付先：　　）□その他（　　）

事業内容（手段、手法など）

事業内容（箇条書き）	事業費		活動指標
高齢障がい者の保険診療にかかる医療費の自己負担分と一部負担金の差額を助成する。	144,669	千円	医療費助成額 医療費助成件数
		千円	
		千円	
		千円	

関連事業（同一目的事業等）	重度障害者（児）医療費助成事業（県）、障害者（児）医療費助成事業（市）、高齢重度障害者医療費助成事業（県）

コスト

	29年度（予算）	28年度（決算）	27年度（決算）	26年度（決算）
事業費合計	148,508 千円	144,669 千円	147,666 千円	151,001 千円
事業費内訳（平成28年度分）	扶助費　134,650千円　※医療助成費 手数料　9,832千円　※審査機関への審査支払手数料、医療機関への事務処理費 その他　187千円　※医療費受給者証等印刷費、医療費受給者証等郵送料			
人件費 担当正職員	0.32 人　2,434 千円	0.32 人　2,434 千円	0.36 人　2,738 千円	0.36 人　2,738 千円
人件費 臨時職員等	0.48 人　542 千円	0.48 人　572 千円	0.28 人　419 千円	0.28 人　367 千円
人件費 人件費合計	0.80 人　2,976 千円	0.80 人　3,006 千円	0.64 人　3,157 千円	0.64 人　3,105 千円
総事業費	151,484 千円	147,675 千円	150,823 千円	154,106 千円

財源内訳

	29年度（予算）	28年度（決算）	27年度（決算）	26年度（決算）
国県支出金	千円	千円	千円	千円
国県支出金の内容				
地方債	千円	千円	千円	千円
その他特財	千円	千円	千円	千円
その他特財の内容				
一般財源	151,484 千円	147,675 千円	150,823 千円	154,106 千円
財源合計	151,484 千円	147,675 千円	150,823 千円	154,106 千円

事業番号２-３

平成29年度

事業シート（概要説明書）

予算事業名	高齢障害者医療費助成事業（市）	事業開始年度	昭和58年度

		【活動指標名】（実績値/目標値）	単位	H28年度	H27年度	H26年度
事業実績	活動実績	医療費助成額	円	134,650,817	137,693,782	140,877,765
		医療費助成件数	件	73,507	73,313	74,270
				/	/	/
				/	/	/
	単位当たりコスト	総事業費　／　助成件数	円	2,009	2,057	2,075

事業成果	成果目標（指標設定理由等）	障がい者が安心して医療機関を受診することができる環境整備の進捗を示す目安として、受給者１人あたりの助成額及び助成件数を成果目標として設定している。				
	成果（目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）	単位	H28年度	H27年度	H26年度
		受給者１人あたりの助成額	円	68,525	69,262	70,580
		受給者１人あたりの助成件数	件	37.4	36.9	37.2
		障がい者に対する支援に関して満足している市民の割合	%	48.8/45.0	—	38.0/45.0

事業の自己評価	事務事業評価結果	□拡充　■維持　□縮小　□改善　□統合　□廃止　□休止　□完了 当該事業は、一定の所得制限を設けた上での高齢障がい者の医療費助成事業であり、高齢障がい者の経済的負担の軽減に寄与している。
	今後の事業の方向性、課題等	障がい者が地域で自立した生活を送れるよう今後も継続的な事業の実施が必要と考える。
比較参考値（他自治体での類似事業の例など）		県補助事業は、後期高齢者医療被保険者である高齢重度障がい者（身体障害者手帳１・２級所持者、療育手帳Ａ判定所持者、精神障害者保健福祉手帳１級所持者）のうち、本人、配偶者、扶養義務者の市民税所得割額の合計が、23万５千円未満である者を対象として実施している。 県下では、全41市町中、13市３町が県補助事業より対象者を拡大して実施している。
特記事項		

障害者医療助成の対象者一覧

事業名	資格	平成28年度 決算扶助費	対象者（平成29年8月1日現在）											所得制限	
			合計	身体					精神		療育		世帯合算により県補助の対象とならなかった者	世帯合算あり	世帯合算なし
				１級	２級	60歳まで心臓３級	60歳以上３級	60歳以上４級	１級	２級	A	B１			
重度障害者（児） 医療費助成事業 （県） 【県補助事業】	後期高齢者を除く	350,928千円 うち県補助 174,389千円	2,115人	1,089人	505人				80人		441人			○	
障害者（児） 医療費助成事業 （市） 【市単独事業】	後期高齢者を除く	191,113千円	2,028人			35人	281人	768人		609人		326人	9人		○

事業名	資格	平成28年度 決算扶助費	対象者（平成29年8月1日現在）											所得制限	
			合計	身体					精神		療育		世帯合算により県補助の対象とならなかった者	世帯合算あり	世帯合算なし
				１級	２級		３級	４級	１級	２級	A	B１			
高齢重度障害者 医療費助成事業 （県） 【県補助事業】	後期高齢者	197,652千円 うち県補助 74,046千円	2,133人	1,423人	637人				61人		12人			○	
高齢障害者 医療費助成事業 （市） 【市単独事業】	後期高齢者	134,651千円	1,992人				728人	1,155人		103人		3人	3人		○

所得制限

本人、配偶者、扶養義務者の市民税所得割額が23万５千円未満であること。県補助事業は世帯を合算して判定しますが、市単独事業は合算せずそれぞれで判定。

一部負担金（４事業共通）

１医療機関ごとに、通院は１日600円（低所得者400円）を限度に月２回まで、入院は月2,400円（低所得者1,600円）までの負担とします。

県下市町の障害者医療助成の実施状況

平成29年7月1日現在

市町名	対象拡大							所得制限		
	３級	４級	精神２級	精神３級	療育Ｂ１	療育Ｂ２	内容（△※部分の内容）	無	緩和	世帯合算前
神戸市	△				○		３級かつＢ１の重複、３級内部のみ			○
姫路市										
尼崎市	○		○		○		※本人の所得のみで判定		※	○
明石市	△		○		○		身障３級のうち外部障害は世帯員が住民税所得割非課税の場合対象			
西宮市	○	△	○		○	○	４級は入院のみ助成、自閉症の人			
洲本市										
芦屋市	○		○		○					○
伊丹市										
相生市										○
豊岡市										
加古川市	△	△	○		○		60歳以上の3、4級、心臓機能障害3級（後期高齢者を除く）			○
たつの市										○
赤穂市	△	△					後期高齢者医療の被保険者の3級と4級の一部			○
西脇市										
宝塚市	○	○	○		○					○
三木市										
高砂市	△		○		○		心臓機能障害３級のみ			
川西市	△		△		△		身障手帳3級、療育手帳B1、精神2級は、①所得制限が年金収入を加えた所得80万円以下②入院自己負担額の1/3を助成			
小野市										
三田市	○									○
加西市			○							○
篠山市										
養父市							※中学生以下は所得制限なし		※	
丹波市			△	△			①精神2･3級は県と同じ一部負担額とし、被保険者負担分から一部負担額を控除した残りの1/2を助成②自立支援医療の自己負担分の1/2を助成			○
南あわじ市										
朝来市										
淡路市										
宍粟市										○
加東市										
猪名川町	△		△		△		身障手帳3級、療育手帳B1、精神2級は、①世帯非課税者で、年金収入を加えた所得が80万円以下②入院自己負担額の1/3を助成			
多可町	○				○	○				
稲美町										
播磨町	△				○		３級は内部障害のみ			
神河町										
市川町										
福崎町										
太子町										
上郡町										
佐用町										○
香美町										
新温泉町								○		
合計	14	4	11	1	12	2		1	2	13

※対象者拡大は１３市３町が実施

自立支援医療にかかる助成制度について

1　自立支援医療費（精神通院医療）の支給

精神疾患を有し、通院による継続的な精神医療を受ける時にかかる費用の一部を公費で負担する制度です。

原則として医療費の１割分が自己負担となりますが、世帯の市民税課税額等に応じて自己負担の上限額があります。

2　自立支援医療費（更生医療）の支給

身体障がい者の障害を軽減して、日常生活を容易にすることを目的とした医療にかかる費用の一部を公費で負担する制度です。

原則として医療費の１割分が自己負担となりますが、世帯の市民税課税額等に応じて自己負担の上限額があります。

3　自立支援医療（更生医療）自己負担額の助成

自立支援医療（更生医療）の受給者に対して、自立支援医療（更生医療）に要した自己負担額の一部を助成する制度です。

4　自立支援医療費（育成医療）の支給

身体上の障がいや疾患を有する満 18 歳未満の児童の障害や疾患を軽減して、日常生活を容易にすることを目的とした医療にかかる費用の一部を公費で負担する制度です。

原則として医療費の１割分が自己負担となりますが、世帯の市民税課税額等に応じて自己負担の上限額があります。

5　自立支援医療（育成医療）自己負担額の助成

自立支援医療（育成医療）の受給者に対して、自立支援医療（育成医療）に要した自己負担額の一部を助成する制度です。

6　在宅重症心身障がい児（者）訪問看護利用料の一部助成

訪問看護を利用した場合の利用料（保険診療が適用された療養費の自己負担額）のうち、１割を控除した額を助成します。

障害者医療助成制度の沿革

年　　月	制　　度　　（内　容）	備考
昭和48年8月1日	・70歳以上及び65～69歳の身体障害者（1・2級）で所得制限を超えるものに医療費の助成を開始（老３） ・身体障害者で１・２級の者に医療費の助成を開始（身５） ・60～64歳の身体障害者（3・4級）で均等割の者に医療費の助成を開始（身６）	（全体） １級・２級 （60～） ３級～４級
昭和51年4月1日	・60～64歳の身体障害者（3・4級）　身６の所得制限改正 （国の限度額に緩和）	
昭和54年7月1日	・所得制限の基準改正 ・身５老人福祉法を準用してたのを特別児童扶養手当等の支給に関する法律に改正（県要綱の改正） ・身６、身５と同様（条例改正）	
昭和55年7月1日	・心臓疾患の３級の者に限り年齢を１～60歳に拡大する。	心臓３級追加
昭和57年12月市会	・70歳以上及び65～69歳の身体障害者（1・2級で所得制限を超えるもの老３の廃止）（老人保健法に包括）	
昭和58年3月5日	・高齢心身障害者特別医療費助成要綱を告示 老人保健法及び条例対象者のうち心身障害者（１～４級・Ａ判定）で心身障害者医療の所得制限以下の者に一部負担金を助成 ・県制度　　１・２級・Ａ判定 ・市制度　　３・４級	
昭和59年12月市会	・心身障害者医療の対象者を拡大 社会保険の被保険者で心身障害者（１～４級・Ａ判定）で心身障害者医療の所得制限以下の者が対象者に （昭和59年10月１日から適用） ・県制度　　１・２級・Ａ判定 ・市制度　　３・４級 ・その他 法別82・83の年齢制限が改正された。 法別82は、０歳～老健有効の始期の前日まで 法別83は、60歳～老健有効の始期の前日まで	療育Ａ追加
平成4年7月1日	・福祉医療の条例改正 重度心身障害者医療は所得制限の緩和	
平成17年7月1日	・福祉医療制度改正 障害者医療（精神障害者医療を含む） （法別82,83,43,44） 高齢障害者医療（高齢精神障害者医療を含む） （法別は無し） 一部負担金　　外来500円（低所得300円）月2回まで 入院1割負担2,000円（低所得1,200円） 所得制限　　特別障害者手当準拠に変更 法別83 対象者拡大　　療育手帳Ｂ１追加 法別43（新設） 対象者　　精神手帳1級 精神疾患に対する通院入院は助成の対象外 法別44（新設） 対象者　　精神手帳2級 精神疾患に対する通院入院は助成の対象外 高齢障害者（新設） 対象者　　老人保健法による医療受給者 かつ障害者医療対象者	精神追加 療育Ｂ１追加
平成20年7月1日	・障害者医療費助成方法の変更（高齢受給者証対象者） ・老人保健制度の廃止により、70～74歳の後期高齢者医療保険に加入していない人について、加入保険と高齢受給者証と障害者医療費受給者証の間の給付調整ができなくなったため、障害者医療費の助成を、従来の給付方法ではなく、いったん医療機関の窓口で加入保険と高齢受給者証での自己負担を支払った後、市に対して現金請求を行う償還払い方法へ変更となった。	70～74償還

障害者医療助成制度の沿革

年　　月	制　　度　　（内　容）	備考
平成21年7月1日	・障害者医療費助成制度・高齢障害者医療費助成制度 ・一部負担金の変更 ・所得制限の変更（自立支援医療制度に準拠） 所得判定対象者それぞれの市民税所得割税額＜２３万５千円 ・低所得者の判定基準の拡大 所得判定対象者全員が市民税非課税で、 年金収入＋所得（年金所得除く）≦８０万円 ・２年間の経過措置の設定 旧所得制限 ・医療機関ごとに（外来は月２回までの負担。入院は定率１割負担）	
平成23年7月1日	・老人医療・障害者医療・高齢障害者医療　経過措置終了 〇障害者・高齢障害者医療 平成21年7月の兵庫県制度の改正に伴う経過措置の終了 ※所得判定の厳格化に伴い、2年間は従前の所得制限を満たす場合も 受給者とし、別途一部負担金を設定した。	
平成24年7月1日	・障害者、高齢障害者、乳幼児等、こども医療 市単独で所得要件緩和（世帯合算導入回避） 県制度の「世帯合算」を導入せず、「本人、配偶者、扶養義務者」 それぞれで所得判定。	県世帯合算導入

事業番号2-4

平成29年度

事業シート（概要説明書）

予算事業名	世代間交流学習会事業補助金交付事業	事業開始年度	平成23年度
上位施策事業名	地域総がかりで青少年の健全な育成を図る	担当局・部名	教育指導部
根拠法令等	加古川市世代間交流学習会事業補助金交付要綱、加古川市補助金等交付規則	担当課･係名	社会教育・スポーツ振興課
事務区分	■自治事務　□法定受託事務	作成責任者	野村　眞一
実施の背景	昭和51年度より加古川市老人のための明るいまち推進協議会が主体となり、高齢者・壮年・青少年の世代が交流し、相互理解を深め豊かな生活と住みよい環境を作るために実施してきたが、平成23年４月、同協議会の解散に伴い、地域の絆を深める社会教育事業として当課が所管し、実施している。		
目　的（何をどうしたいのか）	身近な地域において、高齢者から子どもまで世代を超えた交流やふれあい事業を通して地域コミュニティの活性化を図ることで、地域の教育力向上及び絆を深め、ともに支えあう社会づくりを図ることを目的としている。		

事業概要

対　象（誰・何を対象に）	市内の町内会及び自治会（322町内会）、小学校区を代表する町内会（28小学校）	対象者数（全住民に対する割合）	94,908　世帯（ 91.33 ％ ）
実施方法	□直接実施		
	□業務委託 又は □指定管理　（委託先又は指定管理者：　）		
	■補助金〔直接・間接〕（補助先：町内会及び自治会、小学校区を代表する町内会　実施主体：）		
	□貸付（貸付先：　）□その他（　）		

事業内容（手段、手法など）

事業内容（箇条書き）	事業費		活動指標
世代間交流学習会事業に対する補助金交付	4,361	千円	補助金交付件数
		千円	
		千円	
		千円	
		千円	

関連事業（同一目的事業等）：

コスト

	29年度（予算）	28年度（決算）	27年度（決算）	26年度（決算）
事業費合計	4,640 千円	4,361 千円	4,295 千円	4,273 千円
事業費内訳（平成28年度分）	補助金　4,361千円 10,000円×218町内会　＝2,180,000円 80,000円×27小学校区＝2,160,000円 20,340円× 1小学校区＝　20,340円			
人件費 担当正職員	0.17 人　1,293 千円	0.17 人　1,293 千円	0.17 人　1,293 千円	0.17 人　1,293 千円
人件費 臨時職員等	人　千円	人　千円	人　千円	人　千円
人件費 人件費合計	0.17 人　1,293 千円	0.17 人　1,293 千円	0.17 人　1,293 千円	0.17 人　1,293 千円
総事業費	5,933 千円	5,654 千円	5,588 千円	5,566 千円

財源内訳

	29年度（予算）	28年度（決算）	27年度（決算）	26年度（決算）
国県支出金	千円	千円	千円	千円
国県支出金の内容				
地方債	千円	千円	千円	千円
その他特財	千円	千円	千円	千円
その他特財の内容				
一般財源	5,933 千円	5,654 千円	5,588 千円	5,566 千円
財源合計	5,933 千円	5,654 千円	5,588 千円	5,566 千円

事業番号２-４

平成29年度

事業シート（概要説明書）

予算事業名	世代間交流学習会事業補助金交付事業	事業開始年度	平成23年度

		【活動指標名】（実績値/目標値）	単位	H28年度	H27年度	H26年度
事業実績	活動実績	補助金交付件数（町内会）	件	218/290	227/290	225/290
		補助金交付件数（小学校区）	件	28/25	26/25	26/25
				/	/	/
				/	/	/
	単位当たりコスト	総事業費　／　補助金交付件数	千円	23	22	22

事業成果	成果目標（指標設定理由等）	高齢者・壮年・青少年の世代が交流し、地域の教育力の向上及び絆を深めるとともに支えあう地域社会の実現に向け、できるだけ多くの町内会で取り組んでいただくことを期待し目標値90%としている。

	【成果指標名】（実績値/目標値）	単位	H28年度	H27年度	H26年度
成果（目標達成状況）	世代間交流学習会事業実施率（町内会）	%	85.1/90	89.4/85	89.7/85
	世代間交流学習会事業実施率（小学校区）	%	100/90	92.9/90	92.9/90
	世代間交流学習会事業目的達成度（町内会）	%	84.6/90	調査なし	調査なし

事業の自己評価	事務事業評価結果	□拡充　■維持　□縮小　□改善　□統合　□廃止　□休止　□完了 世代間交流学習会については、単位町内会においては実施率85%、小学校区においては100%の実施率であり、事業の定着が見られる。また、世代間交流学習会の目的である地域の絆づくりについて、目的を達成できたと感じている人が84.6%であることから、当該事業の意義は大きいと考えられる。
	今後の事業の方向性、課題等	補助金申請をする町内会が固定化してきており、世代間交流学習会を実施しているにも関わらず、手続きの煩雑さ等の理由により、申請をしない町内会がある。今後は、より効率的に補助金を交付できるよう、手続き方法を検討する必要がある。
比較参考値（他自治体での類似事業の例など）		・単位自治会事業補助金（高砂市） 【交付先】自治会　【交付金額】世帯数による 【交付対象事業】自治会活動全般 ・地域のきずなづくり支援事業補助金（小野市） 【交付先】自治会　【交付金額】５万円または１０万円 【交付対象事業】社会奉仕活動、教養講座開催活動、健康増進活動等 ・コミュニティイベント助成事業補助金（姫路市） 【交付先】連合自治会　【交付金額】５０万円 【交付対象事業】スポーツ活動、文化的活動、イベント活動等
特記事項		今回調査した自治体についても町内会や自治会に補助金を交付している例は見受けられたが、事業内容を「世代間交流」に特化している例はなかった。

事業番号２-４

平成29年度

委託・指定管理・補助等　対象団体シート（概要説明書）

予算事業名	世代間交流学習会事業補助金交付事業	事業開始年度	平成23年度
団体名	Ａ町内会		
団体への支出根拠（選定経過等、支出先の妥当性）	高齢者をはじめとする大人が、子どもたちに伝統文化を継承することで、地域の教育力を高め、絆を育む事業であるため。		

当該事業の団体における収支状況

収入		支出	
国からの財政支出金	千円	餅つき材料	10 千円
県からの財政支出金	千円	LPガス	2 千円
市町村からの財政支出金	千円		千円
委託料・指定管理料	千円		千円
補助金	10 千円		千円
その他	千円		千円
その他　（　町内会支出金　）	2 千円		千円
総計	12 千円	総計	12 千円

※委託料は設計ベースのため、収入と一致しない場合あり。

団体概要

資本金	千円	役職員	（単位：人）	常勤	うち（出向／OB）	非常勤	うち（出向／OB）	監事	うち（出向／OB）
市出資金	千円		役員						
出資比率	%		職員						

団体全体の収支状況

収入		支出	
国からの財政支出金	千円	事業費	千円
県からの財政支出金	千円	管理費	千円
市町村からの財政支出金	千円	人件費	千円
委託料・指定管理料	千円	その他　（　）	千円
補助金	千円	総計	千円
その他	千円		
その他　（　）	千円		
総計	千円	収支差	千円

特記事項

負債総額：　円　資本総額：　円
利益剰余金（もしくは欠損金）：　円

財務諸表URL

事業番号２-４

平成29年度

委託・指定管理・補助等　対象団体シート（概要説明書）

予算事業名	世代間交流学習会事業補助金交付事業	事業開始年度	平成23年度
団体名	Ｂ町内会		
団体への支出根拠（選定経過等、支出先の妥当性）	多世代が気軽に参加できるスポーツ大会などを通して、地域の教育力を高め、絆を育む事業であるため。		

当該事業の団体における収支状況

収入		支出	
国からの財政支出金	千円	消耗品（準備品）	17 千円
県からの財政支出金	千円	輪投げ大会景品	12 千円
市町村からの財政支出金	千円	ビンゴ大会景品	22 千円
委託料・指定管理料	千円	記念品	48 千円
補助金	10 千円		千円
その他	千円		千円
その他　（　町内会支出金　）	89 千円		千円
総計	99 千円	総計	99 千円

※委託料は設計ベースのため、収入と一致しない場合あり。

団体概要

資本金	千円	役職員	（単位：人）	常勤	うち（出向／OB）	非常勤	うち（出向／OB）	監事	うち（出向／OB）
市出資金	千円		役員						
出資比率	%		職員						

団体全体の収支状況

収入		支出	
国からの財政支出金	千円	事業費	千円
県からの財政支出金	千円	管理費	千円
市町村からの財政支出金	千円	人件費	千円
委託料・指定管理料	千円	その他　（　）	千円
補助金	千円	総計	千円
その他	千円		
その他　（　）	千円		
総計	千円	収支差	千円

特記事項

負債総額：　円　資本総額：　円
利益剰余金（もしくは欠損金）：　円

財務諸表URL	

事業番号２-４

平成29年度

委託・指定管理・補助等　対象団体シート（概要説明書）

予算事業名	世代間交流学習会事業補助金交付事業	事業開始年度	平成23年度
団体名	Ｃ町内会		
団体への支出根拠（選定経過等、支出先の妥当性）	多世代が一堂に会することができるまつりを通じて、地域の教育力を高め、絆を育む事業であるため。		

当該事業の団体における収支状況

収入		支出	
国からの財政支出金	千円	電気工事代	18 千円
県からの財政支出金	千円	食費	23 千円
市町村からの財政支出金	千円	賞品	35 千円
委託料・指定管理料	千円		千円
補助金	10 千円		千円
その他	千円		千円
その他（　町内会支出金　）	66 千円		千円
総計	76 千円	総計	76 千円

※委託料は設計ベースのため、収入と一致しない場合あり。

団体概要

資本金	千円	役職員	（単位：人）	常勤	うち（出向／OB）	非常勤	うち（出向／OB）	監事	うち（出向／OB）
市出資金	千円		役員						
出資比率	%		職員						

団体全体の収支状況

収入		支出	
国からの財政支出金	千円	事業費	千円
県からの財政支出金	千円	管理費	千円
市町村からの財政支出金	千円	人件費	千円
委託料・指定管理料	千円	その他（　）	千円
補助金	千円	総計	千円
その他	千円		
その他（　）	千円		
総計	千円	収支差	千円

特記事項

負債総額：　円　資本総額：　円
利益剰余金（もしくは欠損金）：　円

財務諸表URL

事業番号２-４

平成29年度

委託・指定管理・補助等　対象団体シート（概要説明書）

予算事業名	世代間交流学習会事業補助金交付事業	事業開始年度	平成23年度
団体名	Ｄ町内会連合会		
団体への支出根拠（選定経過等、支出先の妥当性）	町内会の枠を超え、多世代が参加できるまつりや運動会を通じ、地域の教育力を高め、絆を育む事業であるため。		

当該事業の団体における収支状況

収入		支出	
国からの財政支出金	千円	消耗品費	88 千円
県からの財政支出金	千円		千円
市町村からの財政支出金	千円		千円
委託料・指定管理料	千円		千円
補助金	80 千円		千円
その他	千円		千円
その他　（　町内会支出金　）	8 千円		千円
総計	88 千円	総計	88 千円

※委託料は設計ベースのため、収入と一致しない場合あり。

団体概要

資本金	千円	役職員	（単位：人）	常勤	うち（出向／OB）	非常勤	うち（出向／OB）	監事	うち（出向／OB）
市出資金	千円		役員						
出資比率	%		職員						

団体全体の収支状況

収入		支出	
国からの財政支出金	千円	事業費	千円
県からの財政支出金	千円	管理費	千円
市町村からの財政支出金	千円	人件費	千円
委託料・指定管理料	千円	その他　（　）	千円
補助金	千円	総計	千円
その他	千円		
その他　（　）	千円		
総計	千円	収支差	千円

特記事項

負債総額：　円　資本総額：　円
利益剰余金（もしくは欠損金）：　円

財務諸表URL

平成28年度版

町内会・自治会の手引き

1　町内会・自治会とは

自分たちの住む地域は、「美しく住みよい地域であってほしい。」「子供たちやお年寄りが安全で安心して暮らせる地域であってほしい。」と誰もが思うところです。

町内会・自治会（以下、町内会という。）は、よりよい地域づくりをめざして、お互いの連帯をはかりながら、地域住民の自主性をもとに、その地域内で継続的な活動をしている住民組織です。

町内会には次のような特徴があります。

- 一定の地域区画をもって構成されています。
- 世帯を単位として構成されています。
- 区域内の全世帯が加入することを原則としています。
  （地域で暮らしていれば、町内会に加入しなくても、何らかの関わりが生じてきます。
  地域の問題では、すべての住民が関係者となることが考えられます。）
- 地域のさまざまな課題や日常生活に深く関わっています。
  （個人では解決が難しいことも地域全体の課題として協力して取り組むことで、解決につながりやすくなります。）
- 地域の代表として、行政や外部団体と連携して活動しています。

2　町内会の活動

（1）地域の連携・親睦

お祭り、盆踊り、運動会、サークル活動、世代間交流会など
地域の人々の連携と親睦を深める行事

（2）福祉活動

地域敬老事業、高齢者の見守り活動、交流サロンの実施

（3）安全安心のまちづくり

地域の見守り活動、防犯パトロール、防犯灯の設置や維持管理、防災訓練、
災害時の相互協力など

（4）地域環境の整備

地域の緑化推進、町内一斉清掃、ごみステーションの維持管理

（5）その他

・地域の学校と連携した青少年育成活動
・講演会や研修会の開催
・集会所の維持管理
・地域情報の発信や共有、広報紙の配布や回覧

このほか、町内会の活動は、地域環境や住民構成などにより、様々なものがあります。

3　加古川市の町内会の組織

市内全体の町内会長・自治会長による「加古川市町内会連合会（以下、市連合会）」が結成され、各町や小学校区などを単位とする25地区の「地区連合会」が組織されています。「地区連合会」を構成するのは、「単位町内会」と呼ばれる各地域の町内会・自治会です。現在（平成 28 年 4 月 1 日時点）では、「単位町内会」は、市内で 322 団体が活動しています。

「市連合会」、「地区連合会」及び「単位町内会」は、それぞれ連携して組織規模に応じた地域活動を実施しています。

4　市との関わり

町内会組織は、地域住民に密着したコミュニティ団体であり、地域を代表する組織として行政と連携し、まちづくりを進めています。町内会組織が地域を代表すると言われるのは、その地域住民の意見や考えをより多くまとめ、その声を届けることができるからです。

加古川市は、地域の個性や特色を生かした活力あるまちづくりを進めるために、事務の一部を地域へ委託したり、地域力の向上を図るために活動支援を行うなど、市民と行政との協働によるまちづくりを実施しています。

（1）　市から町内会（長）への依頼事項・委託業務について

①【委託業務】

名　称	内　　容	担当課
行政事務委託	広報紙の配布、回覧やポスター掲示等行政情報の伝達、各種委員の推薦や調査のとりまとめ、その他行政の施策を進める上で必要なことなどを市町内会連合会と協議し、委託しています。	市民生活あんしん課 市民協働安全係 TEL 079-427-9195
ごみ分別指導業務委託	地域のごみステーションにおける、ごみ分別指導及び環境整備業務について委託しています。	環境第一課 野口町水足 環境美化センター TEL 079-426-1561
公園維持管理委託	一定規模以上の公園について、地域の公園を地元が守り育てるため、管理（公園清掃除草作業、簡易な剪定、利用者のマナー指導）を委託しています。	公園緑地課 TEL 079-427-9273

②【各種委員の推薦】

名　称	内　　容	担当課
国勢調査　調査員	国勢調査の実施にあたり、町内会長に調査員の推薦を依頼しています。 （調査は 5 年ごと。　次回は平成 32 年度）	総務課 文書統計係 TEL 079-427-9137
人権擁護委員	人権擁護委員は市長の推薦に基づき法務大臣より委嘱されますが、その前の段階として町内会長に推薦を依頼しています。 （委嘱期間:3 年）	人権施策推進課 総務係 TEL 079-451-5030
加古川市人権啓発推進員	町内会ごとに、加古川市人権啓発推進員の推薦を町内会長に依頼しています。 （任期:2 年　毎年任期の確認をします）	人権施策推進課 相談・啓発係 TEL 079-427-9356
保健衛生推進委員	町内会ごとに 200 世帯あたり 1 人、保健衛生推進委員の推薦を町内会長に依頼しています。 （任期:2 年　平成 28 年度改選。ただし毎年任期の確認をします）	環境政策課 環境衛生係 TEL 079-427-9199
民生委員候補者	地域において様々な福祉活動を実践する民生委員として相応しい候補者を、地域住民の中から推薦いただくことを依頼しています。 （一斉改選は 3 年ごと。次回は平成 28 年度）	高齢者・地域福祉課 地域福祉係 TEL 079-427-9205
選挙啓発推進員	町内会ごとに選挙啓発推進員の推薦を依頼しています。（任期:1 年）	選挙管理委員会 事務局　選挙係 TEL 079-427-9359
社会教育・福祉教育推進員	町内会ごとに社会教育・福祉教育推進員の推薦を依頼しています。原則として町内会に 1 名ですが、世帯数によって複数人の推薦をお願いしています。 （任期:2 年　次回は平成 29 年度）	社会教育・スポーツ振興課 地域家庭教育係 TEL 079-427-9704
加古川市少年補導委員	地域を巡視し、青少年の非行防止と健全育成のために適切な活動をする市少年補導委員の推薦を依頼しています。 （任期:2 年　次回改選は平成 28 年度）	青少年育成課 少年愛護センター TEL 079-423-3848

③【同意・立会い】

名　称	内　　容	担当課
官民有地境界協定の同意	個人所有地と官有地との敷地境界の協定に対する同意について依頼しています。	（市有地については） 土木総務課 調査係 TEL 079-427-3064
工事等に係る同意・立会い	工事・測量等の同意・立会いについて依頼しています。	道路建設課 TEL 079-427-9244 治水対策課 TEL 079-427-9376 など各事業担当課
新設防火水槽設置の同意・立会い	消防水利整備計画に基づき、防火水槽の設置に関して同意及び現地確認のための立会いについて依頼しています。	消防本部 警防課　調査計画係 TEL 079-427-6538
公営ポスター掲示場設置の承諾	集会所等に公営ポスター掲示場を設置する承諾を関係町内会長に依頼しています。	選挙管理委員会 事務局　庶務係 TEL 079-427-9358

④【その他市の業務に関すること】

名　称	内　　容	担当課
避難行動要支援者制度の推進	避難行動要支援者名簿に登録された方のうち、名簿の情報提供を希望された方の一覧を会長にお渡しし、町内会等支援関係者と本人との間で災害時の避難方法などについて、ご検討をお願いしています。	危機管理室 地域防災係 ℡079-427-9717 高齢者・地域福祉課 地域福祉係 ℡079-427-9205
防災士育成事業補助金に係る推薦	地域防災力の向上を図るため、「防災士」の資格取得に要した経費について補助を行っています。 町内会や自主防災組織において防災活動を推進することを要件としているため、地域において申請者がある場合は、町内会長に推薦をお願いしています。	危機管理室 地域防災係 TEL 079-427-9717
日赤社資募集	赤十字の活動資金にご協力をいただき、収納額の一割を報償金として後日お支払いしています。	高齢者・地域福祉課 地域福祉係 TEL 079-427-9205

名　称	内　　容	担当課
認知症見守りネットワーク	認知症により所在不明になった場合、家族の同意のもと、近隣の町内会長に情報を提供し、町内放送や可能な範囲での捜索を依頼しています。	高齢者・地域福祉課 高齢者福祉係 TEL 079-427-9208
道路保全課業務に係る要望	道路沿いの側溝清掃、草刈り等の簡易的な作業についての協力と道路、橋梁、付属施設等の補修に関する要望の取りまとめを依頼しています。	道路保全課 補修係 TEL 079-427-9241
市道の新設及び拡幅に係る要望	狭あい道路の拡幅や交差点の隅切り拡幅など、用地買収等を伴う市道拡幅に関する要望の取りまとめを依頼しています。	道路建設課 道路係 TEL 079-427-9244
治水対策課業務に係る要望	水路等の改修工事、浚渫等の要望について、地域を代表して要望することを依頼しています。	治水対策課 TEL 079-427-9376
公園緑地課業務に係る要望	公園緑地課が管理する公園等の草刈、剪定等の要望について、地域を代表して要望することを依頼しています。	公園緑地課 TEL:079-427-9273
新設消火栓整備事業	消火栓の脆弱地及び消防活動上必要な箇所において計画的に整備をしており、設置に関して町内会の理解と協力をお願いしています。	消防本部 警防課　調査計画係 TEL 079-427-6538
加古川ツーデーマーチにおける協力	コース沿いの町内会に対して湯茶サービスの提供、施設の借用等を依頼しています。	ウェルネス推進課 ウェルネス推進係 TEL 079-427-9180
防犯灯・道路反射鏡(カーブミラー)設置の要望	防犯灯及び道路反射鏡(カーブミラー)の設置に関し、地域を代表して要望することを依頼しています。併せて設置地先周辺の方の同意のとりまとめをお願いしています。	土木総務課 施設管理係 TEL 079-427-9242

(2) 町内会等への活動支援について

①【市が実施している補助制度】

名　称	内　　容	担当課
自治集会所整備事業補助制度	集会所を新築、増改築、改造など整備する際、または施設買収や用地買収をする際に事業費の30%を上限に補助を行います。 但し、補助額や補助要件については詳細な規定があります。	市民生活あんしん課 市民協働安全係 TEL 079-427-9195
地域見守り防犯カメラ設置事業補助制度	町内会等の地域団体が地域の安心安全のまちづくりのため防犯カメラを設置する際、経費の一部を補助します。また、平成 28 年度より、新たにポールを設置する場合、これまでの補助に上乗せする助成を始めます。 募集時期や補助要件等については詳細が決まり次第お知らせします。	市民生活あんしん課 市民協働安全係 TEL 079-427-9760
加古川まつり協賛行事補助制度 【おまつり広場】	加古川まつりの協賛行事として、それぞれの地域の独自性を活かした「まつり」が開催されるよう、経費の一部を補助します。	観光振興課 観光企画係 TEL 079-424-2190
掲示板設置補助金制度	町内会が、町内会員相互の連絡や、行政機関等の広報伝達のための掲示板を新設または改修される場合、経費の 1／2 を補助します。(上限 新設:5 万円　改修:2 万円)	加古川市 ウェルネス協会 加古川町寺家町 JAビル4階 TEL 079-424-9395
ごみステーション整備事業補助制度	ごみステーションを統合、新設、囲い等の設置など整備する際に基本的に事業費の3分の1を補助します。(上限:10 万円)	環境第1課　業務係 野口町水足 環境美化センター TEL 079-426-1561
地域敬老事業補助制度	高齢者の長寿を祝うとともに、地域住民の敬老意識の高揚を図るため、地域団体が実施する敬老事業に補助を行っています。補助額については 70 歳以上の人数によって規定しています。	高齢者・地域福祉課 高齢者福祉係 TEL 079-427-9208
世代間交流学習会事業補助制度	地域の教育力の向上と地域の絆づくりのため、地域ごとの自主的な事業を推進するための補助を行っています。 (町内会:1 万円　　小学校区:8 万円)	社会教育・ スポーツ振興課 地域家庭教育係 TEL 079-427-9704

名　称	内　　容	担当課
ふれあい交流事業 補助制度	町内会等の地域の団体が人権啓発の推進を図るために実施する、多くの世代が参加でき、地域交流が促進される事業に補助を行います。 （小学校区:上限 10 万円　合同実施可）	人権施策推進課 総務係 TEL079-451-5030
自主防災組織補助金 交付制度	地域防災力向上のため、自主防災組織の資機材購入費用について補助を行っています。ただし、補助には一定の条件があります。	危機管理室 地域防災係 TEL079-427-9717

②【兵庫県が実施している補助制度】

名　称	内　　容	担　当
走る県民教室	県の施設などの見学により、県政についての理解を深めていただくとともに、地域間交流を図っていただくため、兵庫県がバス借上料の一部を補助する制度です。 (1 日:2.5 万円/台　 1 泊 2 日:5 万円/台)	兵庫県 東播磨県民局 総務防災課 TEL 079-421-9257
ひょうご安全の日 推進事業助成制度	防災訓練、防災学習や安全・安心マップ作成などの防災に関する事業に対して補助を行います。 (2 万円～50 万円) ※詳細は担当までお問い合わせください。	兵庫県 東播磨県民局 総務防災課 TEL 079-421-9257
東播磨地域づくり活動 応援事業	地域団体が、地域社会の共同利益の実現に向けて主体的に取り組む活動（地域づくり活動）に対し、経費の一部を助成します。 （上限 : 50 万円。平成 28 年度の募集期間は 4 月 8 日（金）～5 月 9 日（月））	兵庫県 東播磨県民局 地域振興室県民課 TEL 079-421-9290
ひょうごっ子ふるさと 塾事業（地域一体型）	青少年（小学生～高校生）を対象とし、地域で自然や文化、社会の営み等を体験し学ぶなど、ふるさと意識を醸成する取り組みに対して助成します。 （補助額 : 3 万～25 万円。平成 28 年度の募集期間は 4 月 4 日（月）～5 月 13 日（金））	兵庫県 東播磨県民局 地域振興室県民課 TEL 079-421-9102
「ひょうご子ども・若者 応援団」一般助成事業	青少年育成活動を展開する青少年団体・グループ等の運営基盤の安定化と活動の充実・活性化をめざして、同団体・グループ等が実施する自然体験・社会参加・青少年リーダーの養成などの青少年育成事業に対して助成します。 （上限 : 10 万円。募集は夏頃を予定。詳細はお問い合わせください。）	公益財団法人 兵庫県青少年本部 「ひょうご子ども・若者応援団」事務局 TEL 078-891-7410

③【加古川市社会福祉協議会が実施している補助制度】

名　称	内　　容	担　当
小地域福祉活動モデル 地区指定事業	町内会・自治会における小地域福祉活動が住民主体で取り組まれ、継続した活動となるよう、モデル地区を設定し、地域の実態に合わせた活動や組織づくりを進めていくための補助を行っています。 (1 期間上限:10 万円 詳細はお問合せください。)	加古川市 社会福祉協議会 TEL 079-424-4318
ふれあいサロン 助成制度 ※閉じこもり予防や介護予防効果をはかる活動です。	地域住民が主体となって取り組む「ふれあいサロン」の立ち上げ時(3 ヶ年)の活動費を助成します。 (上限:5 万円　詳細はお問合せください。)	加古川市 社会福祉協議会 TEL 079-424-4318
社協支部活動費助成	住民間の交流事業や地域課題の解決を図る活動等、住民の孤立を防ぎ、連帯を深める取り組みに対し、地区町内会連合会に支部活動費を助成します。	加古川市 社会福祉協議会 TEL079-424-4318
青少年健全育成費助成	地域における安全な環境づくりを含めた子供たちの健全育成活動に対し、地区町内会連合会にその費用の一部を助成します。	加古川市 社会福祉協議会 TEL079-424-4318

④【(財)自治総合センターが実施している助成事業　※28 年度分は募集終了】

名　称	内　　容	担当課
コミュニティ助成事業	(一財)自治総合センターが住民の行うコミュニティ活動を推進し、その健全な育成を図るために実施している事業で以下のような事業を行っています。 ※助成の申請は、市から兵庫県を経由して自治総合センターへ提出しますが、県への申請件数が限られているため、件数が上回る場合は抽選により決定します。	
一般コミュニティ助成事業	コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業に対し助成されます。 (建築物、消耗品は対象外)	各市民センター (P.11 に一覧)
コミュニティセンター助成事業	住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設整備に関する事業に対し、助成されます。 (土地取得、既存施設の購入、外構は対象外)	市民生活あんしん課 市民協働安全係 TEL 079-427-9195
青少年健全育成助成事業	青少年の健全育成に資するため、主として親子で参加するソフト事業(スポーツ・レクリエーション活動に関する事業、文化・学習活動に関する事業、その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業)に対し助成されます。	青少年育成課 指導育成係 TEL 079-422-8188
環境保全促進助成事業	(一財)自治総合センターがコミュニティ活動の一環として行われる地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るために実施しており、それらを目的とするソフト事業(各種イベント、交流会・発表会及び指導者育成研修会等)に対し助成されます。	環境政策課 環境政策係 TEL 079-427-9199

※各事業については募集期間が短いためご注意下さい。平成 29 年度の募集案内があり次第、ホームページでご案内します。(募集時期:28 年秋頃。)

※市から申請した事業に対する助成の採否は(財)自治総合センターが決定しますので、必ずしも採択されるわけではありません。

(3) 地域の課題調整について

身近な地域の要望や課題については、町内会(自治会)が意見を調整して取りまとめ、行政と協議しています。

その窓口として、各市民センターの地域担当職員が関係部署と調整を行っています。

名　称	内　　容	担当課
地域課題調整事業	軽易な各種工事等(道路・水路・河川・圃場等の補修)、また、カーブミラー設置・補修、電柱幕取付・取替え、防犯灯設置・補修・管理、ごみ収集等の環境関係等々諸々の相談、要望受付、同意書の提出依頼・現場確認、現地立会等の依頼をしています。	各市民センター (P.11 に一覧)

(4) 地域防災力の向上について

地域防災力の向上のため、地域住民が連携し、防災活動を行う自主防災組織の重要性が増しています。自主防災組織の活動は以下のようなものがあり、地域の被災を最小限に抑えられるよう、組織の運営をお願いしています。

【平常時】
①防災知識の普及
②防災訓練や防災安全点検の実施
③防災資機材等の備蓄、点検など

【災害時】
①負傷者の救出・救護
②初期消火活動
③住民の避難誘導　など

(5) 認可地縁団体制度(町内会法人化)について

町内会は、任意団体のため法人格がなく、団体名義で不動産登記などができませんでした。そのため、町内会で所有する集会所などの不動産名義が個人の名義になっていることが多く、財産上のトラブルが生じることがありました。しかし、平成3年に地方自治法が改正され、町内会が不動産登記をすることを目的に一定の要件を満たせば、「地縁による団体」として法人格を取得(法人化)できるようになりました。なお、法人化は、あくまでも不動産登記をするためのものであるため、法人化後も自主的な住民組織であることには変わらず、市の指導・監督を受けることはありませんので、市との関係や活動は基本的に従来と変わりません。

詳しくは、市民生活あんしん課　市民協働安全係(電話 079-427-9195)までお問合せください。

全市的に共通する事項を挙げていますので、上記の他にも、その地域を限定した委託事業や依頼事項などもあります。

内容等の詳細は、担当課へお問合せください。

市民センター　一覧

センター名	所在地	電話番号	業務時間	休業日
加古川	加古川町寺家町 45 （ JA ビル 1 階 ）	423-4777	午前 9 時 ～ 午後 7 時	毎月第 2・第 4 日曜日 及び 偶数月の第 2 土曜日
加古川北	神野町西条 1519-2	438-8000	午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分	土曜、日曜、祝日
野口	野口町野口 107-2	422-3484		
平岡	平岡町西谷 124-1	424-3483		
尾上	尾上町長田 419-1	422-3485		
別府	別府町宮田町 3-3	435-1091		
加古川西	米田町平津 384-2	431-8080		
両荘	平荘町山角 718-1	428-2888		
志方	志方町志方町 1758-3	452-2000		

※全施設とも年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は休業

平成 28 年 4 月発行
発行　加古川市
市民生活あんしん課　市民協働安全係
電話 079-427-9195（直通）